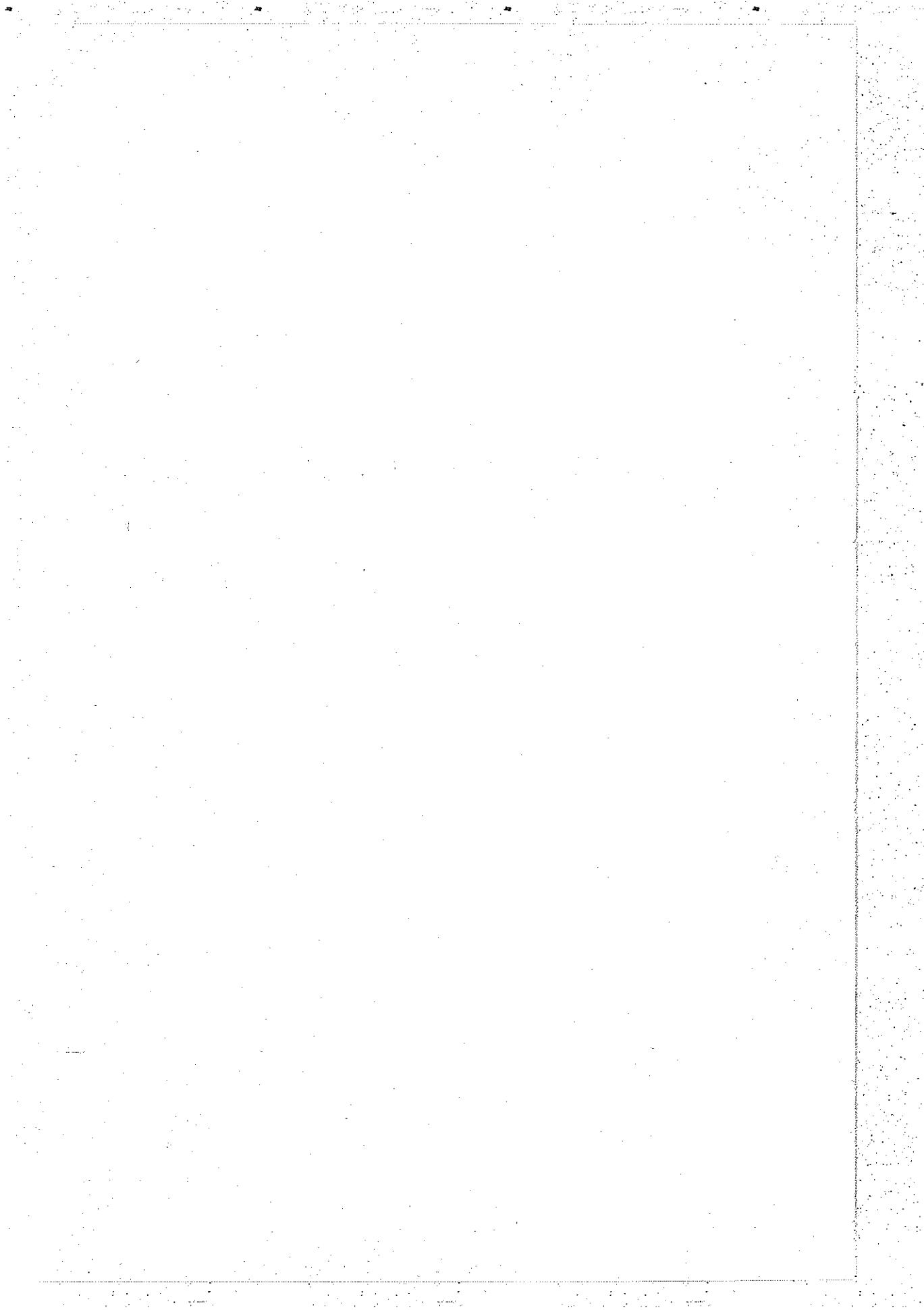


昭和50年7月24日開会
昭和50年7月24日閉会

和泉市議会第1回臨時会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回臨時会会議録目次

昭和50年7月24日(木曜日)

○ 出席議員、欠席議員	1 頁
○ 議事説明員、その他	1 頁
○ 議事日程	3 頁
○ 開会宣言(午前10時19分)	4 頁
○ 永年勤続議員及び職員表彰伝達 (竹下義章君、柏音三郎君、横田憲治郎君、柳瀬美樹君、関戸正一君、貝淵博治君、成田秀益君、北野丈夫君)	4 頁
○ 全国議長会の模様報告	4 頁
○ 開会宣告	
○ 会議録署名議員指名(金沢勝君、竹下義章君、柏音三郎君)	35 頁
○ 市長の開会挨拶	35 頁
○ 会期の決定(7月24日)	36 頁
○ 日程第1 和気南町内末舗装道路舗装等の請願、建設委員長報告 一括上程	36 頁
○ 日程第2 専決処分の報告について (交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について)	37 頁
○ 日程第3 専決処分の報告について (交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について) 一括上程	37 頁
○ 日程第4 工事請負契約締結について(市立(仮称)第2和泉 中学校敷地造成及び外構工事)	42 頁
○ 日程第5 工事請負契約締結について(市立(仮称)第2和泉 中学校新築工事)	42 頁
○ 日程第6 工事請負契約締結について(市立南横山小学校プール 新設工事)	42 頁

- 日程第 7 前助役に対して支給する退職手当の額について 58 頁
- 日程第 8 昭和 50 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 1 号） 62 頁
- 日程第 9 和泉市農業委員会の選任について 71 頁
- 日程第 10 老人、重症身体障害者、母子家庭を対象とする
福祉理容の推進に関する請願 73 頁
- 閉会宣言（午後 1 時 30 分）
- 市長閉会挨拶
- 議長閉会挨拶

昭和50年7月24日午前10時和泉市議会第1回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	閑戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	28番	坂上国治君
12番	中塚辰之助君	29番	竹内修一君
13番	藤原利一君		

欠席議員(2名)

15番	上代卯之松君
27番	成田秀益君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	藤木秀夫	重要施策推進室解放センター高三一行 推進担当
収入役橋本炳		総務部長兼坂口礼之助 重要施策推進室担当
重要施策推進室解放センタ ー推進担当	小林一三	総務部理事西川喜久
重要施策推進室解放センタ ー推進担当	富田宏之	総務部次長兼人事課長門林六男
重要施策推進室調査担当	松林保	秘書課長杉本弘文

広報公聴課長	田竹明郎	事担当課參事官	太郎雄秀昇治
企画課長	之義宏也	機械交通環境整備課	岑利昇治
財政課長	孝和鉄也	害公警備課	木木吉村
管財課長	大麻生中	長事參事官	青梶吉山
資産課長	中川田吉	予防衛生課	藤神山恒治
市民稅課長	中吉田吉	予防衛生課	農端小塚
納稅課長	日出男吉	參事官	予防衛生課
同和対策部長	佐原行雄	事長	建設部長
同和総合対策部長	生田穏洋	長長	建設部長
連絡指導長	向井良介	次課長	建設部長
隣市保民部長	萩本繁	次課長	建設部長
市民部次長兼社会事務所長 兼社会課長事務取扱	内田新平	理課	木森中林
保育課長	高橋二三夫	課	中西岡崎
保育課參事官	田中健也	理課	西西山
福祉課長	藤橋博也	課	中西山
市民課長	本坂貞士	理課	中本田
住民情報室長	明坂嘉文	課	前大浦
保険年金課長	明坂文博	課	下野木
福祉課參事官 (老人解放センター所長)	逢野博文	理課	木野木
産業衛生部長	宇澤清	課	木木本
産業衛生部次長	山村俊一	課	本杉山
商工課長	岩角兼一	員	内堀葛
農林課長	佐藤貞夫	員	城阪
農林課參事官	佐藤貞夫	次	東重宗

指導部長	乾 武俊	病院長	岩見 洋
管理部次長	広岡 史郎	病院事務局長	平野 誠
総務課長	松村 吉堯	総務課長	藤原 光夫
学校教育課長	木本 伴則	業務課長	大宅 清臣
同和指導室長	未田 英一郎	経理課長	守田 勇
指導課長	高橋 貞良	消防課長	和田 増義
社会教育課長	坂口 雄一	消防次長兼消防署長	口主 雄
水道部長	田中 稔	用地担当理事長兼土地開発公社事務局長	川西 武雄
水道部次長兼工務課長	福本 番久	用兼地事担当次長	橋本 昭夫
総務課長	中辻 寿夫	総務課長	藤原 永一
営業課長	原 美助	用地一課長	岸田 秀仁
浄水課長	岸本 孝二	用地二課長	宮本 秀福

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野 丈夫
次長	吉岡 昭高
議事、調査係長	西垣 宏一
調査係	浅井 義俊
議事係	山本 雅俊

昭和 50 年和泉市議会第 1 回臨時會議事日程

(7月24日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	請願 第 2 号	和氣南町内未舗装地道路舗装等の請願(建設委員長報告)	
2	報告 第 15 号	専決処分の報告について (交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について)	P 1

3	報 告 第 1 0 号	専決処分の報告について (交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について)	P4
4	議 案 第 3 8 号	工事請負契約締結について (市立(仮称)第二和泉中学校敷地造成及び外構工事)	P7
5	議 案 第 3 9 号	工事請負契約締結について (市立(仮称)第二和泉中学校新築工事)	P10
6	議 案 第 4 0 号	工事請負契約締結について (市立南横山小学校プール新設工事)	P13
7	議 案 第 4 1 号	前助役に対して支給する退職手当の額について	P16
8	議 案 第 4 2 号	昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P17
9	議会推せん第1号	和泉市農業委員会委員の選任について	別紙
10	請 願 第 3 号	老人重症身体障害者、 母子家庭を対象とする福祉理容の推進に関する請願	別紙

(午前10時19分開議)

- 議長(池辺秀夫君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところ、また暑さとのほか厳しい中ご出席くださいましてまことにありがとうございます。
これより昭和50年第1回臨時会を開催いたします。まず、開会に入る前に、去る6月25日、東京で開催されました第51回全国議長会議長会総会の席上において、永年勤続議員として竹下義章君、柏音三郎君、横田憲治郎君、柳瀬美樹君、関戸正一君、貝淵博治君、成田秀益君、と事務局職員の北野丈夫君の8名の方が表彰を受けられましたので、ただいまからその表彰状を記念品とともに贈呈伝達いたしたいと思います。恐れ入りますが、以上の方は前に出ていただきたいと思います。

(表彰状伝達式)

- 議長(池辺秀夫君) この際、伝達受賞者のあいさつをお願いいたします。
(受賞者代表あいさつ)
- 6番(柏音三郎君) 一言、ごあいさついたします。
私ども8名はこのたび、表彰状を受賞いたしましたが、今後ともこの受賞に恥じないよう市政に努力したいと思います。何とぞよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。
- 議長(池辺秀夫君) まことにご丁重なるあいさつ、ありがとうございました。はなはだ高座より恐縮でございますが、私より議会を代表いたしまして一言、お祝い申し上げます。
竹下、柏、横田、柳瀬、関戸、貝淵、成田各議員さん、並びに北野さん、今回の受賞まことにおめでとうございます。衷心よりお祝い申しあげます。今後ともますますご自愛の上、地方自治の進展と本市発展のため、格別のご努力、ご助力を賜らんことをお願いいたします。これをもって伝達式を終わります。ありがとうございました。

なお、全国議長会の模様につきましては印刷物を配布したとおりであります、全議案を満場一致で可決いたしましたので、ご報告に代えさせていただきます。

第 51 回

定期總會議案

昭和 50 年 6 月 25 日
於・文京公会堂

全國市議會議長會

地方自主財源の充実強化に関する決議

経済基調の変動に伴ない、地方税収の伸びが著しく鈍化し、いまや地方財政は空前の危機に直面している。

政府は、都市が自主的な責任ある行政を実現できるよう、地方の自主財源を充実強化するため、早急に下記事項を実現されたく、強く要望する。

記

1. 国、地方を通ずる行政事務の再配分を断行すること。
2. 地方超過負担を完全に解消すること。
3. 国、地方を通ずる財源の再配分により、地方税源を大幅に拡充すること。
4. 地方財政計画の基礎となる標準行政費は実情に即した額に改定すること。
5. 地方交付税の税率を大幅に引き上げること。
6. 地方債枠を拡大するとともに、政府資金の増額等貸付条件の改善をはかること。

以上決議する。

昭和50年6月25日

第51回全国市議会議長会定期総会

全国市議會議長会会則施行規則一部改正

全国市議會議長会会則施行規則の一部を次の通り改正する。

第10条第1項中

(人 口)	(負担金)	(均等割)	(人口割)
35千人未満	122千円	101千円	21千円
35千人以上～50千人未満	144 "	"	43 "
50 "	163 "	"	62 "
100 "	224 "	"	123 "
200 "	347 "	"	246 "
300 "	471 "	"	370 "
400 "	594 "	"	493 "
500 "	717 "	"	616 "
1,000 "	1,333 "	"	1,232 "

を

(人 口)	(負担金)	(均等割)	(人口割)
35千人未満	168千円	140千円	28千円
35千人以上～50千人未満	198 "	"	58 "
50 "	222 "	"	82 "
100 "	304 "	"	164 "
200 "	469 "	"	329 "
300 "	633 "	"	493 "
400 "	798 "	"	658 "
500 "	962 "	"	822 "
1,000 "	1,784 "	"	1,644 "

に改める。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から適用する。

地方財政確立強化について

(東北部会提出)
(説明担当 山形市)

現在、地方自治体は、社会福祉の充実、生活環境施設の整備、文教施設の整備等財政需要が著しく増大し、加えて人件費の急増、物価の高騰等により財政的な窮地に追い込まれている。しかも、歳入は、その大宗を占める税収の伸長が総需要抑制策のもとの経済実情から期待できない状況にあり、財政需要を満たすことは到底不可能である。

よって政府は、この窮状を直視し、地方財政強化のため速やかに次の事項を措置されるよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の割合を引き上げること。
2. 国庫補助、負担金を実情に即して引き上げ、超過負担の解消を図ること。

地方財政の確立について

(関東部会提出)
(説明担当・常陸太田市)

福祉社会建設の第一線に立つわれわれ都市の財政需要は、ますます増大しつつあり、さらに昨今の経済不況による税収入の減少と物価の高騰はいよいよ地方財政を圧迫し、われわれの都市は不健全な財政運営を余儀なくされている。

このような現状にかんがみ、政府は、すみやかに地方財政の確立をはかるため、次の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 地方自主財源の増強をはかること。
2. 超過負担の解消をはかること。
3. 地方債の弾力的運用をはかること。

地方財政の危機打開について要望

(近畿部会提出)
(説明担当 池田市)

市民生活の安定と福祉向上をねがう切実な住民要求を具体化し、実現してゆくため、地方自治体の果さねばならぬ責務は年々飛躍的に増大しているが、反面物価高騰や総需要抑制策にもとづく地方債の圧縮、繰り延べなど国のきびしい措置によって今や各自治体は、深刻な財政危機に陥り、公共用地の取得をはじめ義務教育施設、生活環境整備施設、福祉施設等々住民のための行政に緊急かつ必要な公共事業も執行不可能な状態にさえ追い込まれている。

よって政府は、自治体のかかる未曾有の窮状を直視し、地方財政の基盤強化のため当面ただちに下記の施策を講じられるよう強く要望する。

記

1. 超過負担の完全な解消措置を講ずること。
2. 地方交付税の現行税率を大巾に引き上げること。
3. 地方債の枠を拡大し、また利子補給措置を講ずるとともに、償還期限の延長等、発行条件の改善を図ること。
4. 政府資金を増額し地方債総額に対する比率を大巾に高めること。
5. 人口急増過密都市に対する財政措置の拡充を図ること。

地方財政の確立強化について

(中國部会提出)
(説明担当 宇部市)

最近のわが国の経済情勢は、政府の総需要抑制政策もあって、誠に厳しく、地方公共団体の自主財源の伸びは鈍化している。反面、住民からの福祉及び生活関連施策、学校、住宅等公共施設の設置等住民に直結する諸施策の要請は強く、しかもこれらに加え、物価の高騰、超過負担の増大等の諸要因により、地方財政は硬直化の段階をこえ、まさに破綻に追い込まれようとしている。

よって、政府におかれては、地方財政の確立強化を図るため、次の各般に亘る事項について、早急に改善整備されるよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の増額を図るため、国税3税に対する割合を現行の32%を少なくとも40%に引き上げること。
2. 国庫負担、補助事業の単価、基準、対象範囲を実態に即するよう抜本的に改正し、超過負担の解消を図ること。
3. 地方債の枠を拡大するとともに、政府資金の額を増額すること。
4. 事務の再配分について、国、県、市町村間の再調整を行うこと。
5. 電気税における非課税品目の抜本的な整備を図ること。
6. 公立幼稚園の教職員定数法の制定を図り、給与費の国庫負担制度を確立すること。

地方財政危機打開について

(九州部会提出)
(説明担当 佐賀市)

不況と物価高の同時進行という異常な経済情勢と総需要抑制策のもとで、地方財政は、その構造的脆弱性を顕在化し、深刻な危機に直面している。

福祉の充実、生活環境の整備、不況に対応する中小企業対策費など行政需要はますます多様かつ高度化し、加えて、物価高騰による支出の増加、国庫補助負担事業における超過負担の增高などによって財政需要は増加の一途をたどっている。一方、不況の深刻化、総需要抑制策による地方財源の落ちこみは厳しく、財源捻出に苦慮している実態にあり、物件費の節減、人事管理の合理化など真剣な財政運営改善の努力にもかかわらず、事態は極度に悪化しつつある。

よって、国におかれでは、次の事項について緊急に措置されるよう要望する。

1. 地方交付税率を大幅に引き上げること。
2. 諸委任事務の経費についてその実態を把握し、国と地方の事務の再配分、税源の配分など地方行財政制度の抜本的改善について検討すること。
3. 各種公共事業に対する補助率及び補助単価を大巾に引き上げること。
4. 国庫補助負担事業における超過負担の完全解消措置を講ずること。
5. 退職債の認可拡大など地方債の許可緩和をはかること。

委任事務を処理するために必要とする財源 確保について

(東海部会提出)
(説明担当 羽島市)

地方自治体は、住民の要望とする福祉の増進や、各般のサービス向上の行政需要が、増大化しつつあるなかで更に、国の委任事務（機関委任事務、団体委任事務）も特に、最近增高の傾向にある。

これらの事務を執行するためには、人件費をはじめ多くの行政経費を必要とするが、その経費の財源補てん確保については、地方自治法第232条第2項及び地方財政法の第2条第2項の定めるところにより、完全に国において、財源の補てん措置を速やかに講ぜられるように強く要望する。

石油基地に対する国税の一部還元について

(東北部会提出)
(説明担当 塩釜市)

石油基地は、熱エネルギー供給基地として重要な役割を果しているが、反面最近の三菱石油水島製油所の漏油事故にみられるごとく、基地所在地域住民に対する災害の危険性があり、住民の生命財産を保護するには、基地の総合的な防災と環境の整備を図ることが急務である。しかし、これに要する費用はほとんど地方自治体が負担しており、その財政に大きな圧迫を与えていたる実情にある。

よって、政府は、揮発油税法を改正し、その一部を石油基地所在地方自治体に還元し、防災施設等の強化のため措置されるよう強く要望する。

所得税法の一部改正について

(北海道部会提出)
(説明担当 小樽市)

地方公共団体の議会の議員を公選する選挙費用については、公職選挙法において一定の額の支出が認められている。しかるにこれを所得税法上本人の所得として課税の対象としていることは、その公的費用の性格からみて極めて不合理といわなければならない。よって公職選挙法上の選挙費用についてはその年分の総所得金額から控除するよう所得税法を改正されるよう強く要望する。

水道事業財政の確立について

(関東部会提出)
(説明担当 前橋市)

増大する水需要に対処するため、水道施設の設備投資を起債に求めざるを得ない水道財政の実情に鑑み、国は水道財政の健全化をはかるため、地方公営企業法を改正し、国と地方自治体及び利用者の負担区分を制度化し、少くとも建設費については国と地方自治体の責任とするよう施策を講ずるとともに現行起債条件を次のとおり大幅に改善されるよう要望する。

記

1. 起債の利率は政府資金、公営企業金融公庫資金とも年利5パーセント以下に引き下げられたい。
また、5パーセントに引き下げられるまでの経過措置として国は現行利率との差額分に対し利子補給されたい。
2. 起債の償還期限は政府資金、公営企業金融公庫資金とも水道施設の耐用年数に見合う40年まで延長されたい。
3. 縁故資金による起債充当は政府資金または公営企業金融公庫資金によって充当されたい。

行政事務の再配分と費用負担の適正化に関する要望

(近畿部会提出)
説明担当 尼崎市

50年度の地方財政は、深刻な財源不足によって極めて厳しい状態におかれている。

この原因は、主として国と地方公共団体間の事務分担と費用負担の秩序が乱れ、
負担の多くが地方公共団体に転嫁されているところにある。

地方公共団体が処理する事務のうち、特に機関委任事務については、法令、財政、
組織等の各方面にわたって抜本的な改善、改革が必要であり、すでに地方制度調査会
においても、その必要性を強調し、具体的な事務再配分の勧告を行っているが、ほ
んど実現されないまま今日に至っている。

こうした現状にかんがみ、この際、政府は国と地方公共団体との行政運営の秩序
を確立すべく、行政事務の各分野にわたる全面的な見直しを行い、今日の経済社会
構造の変化をふまえた合理的な事務の再配分を実施するとともに、適切な財源措置
を講ぜられるよう強く要望する。

消防施設整備事業における国庫補助基準額 の大幅引き上げについて

(北信越部会提出)
(説明担当 小松市)

消防施設強化促進法に基づき、国の補助の対象となる消防施設の基準額は、年々改正引き上げられているものの、今なお、実行単価との間に大きな差がある。現在国は基準額に対し $\frac{1}{3}$ 補助を行っているが、現実には $\frac{1}{6}$ 程度の補助に過ぎず、市町村財政の大きな負担となっている。都市化現象と住民生活の高度化、多様化に伴い、災害の危険性はますます増大している現状にかんがみ、消防施設の整備は緊急課題となっている。よって国におかれでは、補助基準額を大幅に引き上げ、実質 $\frac{1}{3}$ 補助とするよう要望する。

国民健康保険制度の財政強化について

(北海道部会提出)
(説明担当 歌志内市)

国民健康保険制度は発足以来、わが国の医療保険制度の中核をなし地域住民の健康管理と医療の確保に重要な役割を果してきたが、しかしながら老人層及び低所得層を多くかかえ財政基盤の脆弱な上に立つ地域国民健康保険事業は、最近における老人医療費及び高額療養費支給制度等の公費負担制度の実施と国保制度始まって以来の大幅な医療費引上げにより、これが国保財政に及ぼす影響は極めて憂慮すべきものがあり、もはや市町村の段階では解決しがたい危機にたちいたっておりまます。よって国においては次の事項の実現について早急かつ積極的に処置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 医療費の公費負担制度については、国民健康保険制度に財政的、事務的しわよせをきたさないよう別建ての福祉制度として実施すること。
2. 財政調整交付金の枠を10%に拡大し財政調整機能の強化を図ること。
3. 事務費は実質全額国庫負担とすること。

国民健康保険事業の財政健全化と制度の改善について

(中国部会提出)
説明担当 平田市

国民健康保険事業は、老人医療費公費負担制度或いは、高額療養費支給制度の実施、更にはたび重なる医療費の改定等により、今や極度の財政危機に直面している。

よって、政府におかれては国保財政の確立と国保制度の改善を図るため、次の事項について、速やかに改善措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 財政確立に関する事項

- (1) 事務費については、実質全額国庫負担とし、地方自治体の超過負担を解消すること。
- (2) 療養給付費については、現行の定率4割を大幅に増額すること。
- (3) 診療報酬改定による財政波及については、全額国庫負担とすること。
- (4) 財政調整交付金については、現行5%枠を10%に拡大すること。
- (5) 高額療養費補助金については、公費負担分について、別枠で全額国庫負担とすること。
- (6) 助産費補助金については、現行2万円を健康保険なみの6万円に引き上げ、国庫補助率も $\frac{1}{3}$ を $\frac{1}{2}$ とすること。なお、葬祭費及び育児手当金についても、同様の国庫補助とすること。
- (7) 保健婦補助金については、補助定員を増員し、現行の補助率 $\frac{1}{3}$ を実質給与額の $\frac{1}{2}$ とすると共に、保健婦活動費についても助成措置を講ずること。

2. 制度改善に関する事項

- (1) 老人医療を国保制度から分離し、別建ての「老人医療保険制度」とすること。
なお、退職者医療についても、別建ての制度とすること。
- (2) 保険料の賦課徴収に当たり、被保険者でない擬制世帯主に対し、賦課徴収する方途が定められているが、事業運営上、多くの矛盾を生じているので、これが抜本的改善を図ること。
- (3) 被保険者証の全国通用制を早期実施すること。

老人医療公費負担制度の抜本的改善について

(四国部会提出)
(説明担当 高松市)

現行の老人医療無料化制度は、医療保険と医療保障が組み合わされた形をとっているため、医療無料化に伴う受診率の上昇、医療費の増高は、即、医療保険の財政に影響するところとなり、とりわけ被保険者に老人の多い国民健康保険は、深刻な財政危機に直面している。

国においては、これを救済するため、昭和49年度には、老人医療波及分として、国保事業に対し230億円の臨時財政調整交付金を支出したが、この問題を根本的に解決するには、医療保険と区分した老人医療の別建て制度の確立が必要であるとして、本年7月を目途に、これが具体案をまとめるよう検討を行っていることは、まさに時に時宜を得た措置として、大いに期待するところである。

この上は、国保財政健全化のため、これが早期実現を図られるよう強く要望する。

医療保障制度の改善について

(東北部会提出)
(説明担当 秋田市)

国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康管理の面において今や国民生活安定的一大支柱として大きな役割を果している。

しかるに、老人医療費の無料化、高額療養費支給制度の創設等国民の強い要望に応える施策が行われたことに伴う医療費の増高と、更に医療費の度重なる大幅引き上げにより、低所得者階層を抱える国保財政は破綻寸前の現況にある。

よって政府は、これらの実情にかんがみ、速やかに次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 臨時財政調整交付金を制度化し、高額療養費に対する補助制度を確保しつつ、現行財政調整交付金の交付率を引き上げること。
2. 老人の医療保障については国保制度と別建とし、国の責任において単一の制度を確立すること。
3. 心身障害児者療養費支給事業及び乳幼児医療費支給事業の制度化を図ること。
4. 自治体病院の施設設備の整備に対する国庫補助の大幅増額と起債対象の拡大を図るとともに、自治体病院の巨額の累積赤字を解消するための財政措置を更に強化すること。

民生委員の活動費増額について

(四国部会提出)
(説明担当 土佐市)

不況と物価高の共存する社会情勢の中で、目をみはる社会福祉事業の発展に伴つて、民生委員の果たす役割はますます大きくなっています。この重大な職務のため日夜活動される委員の状況をみると、名誉職を基調とされている委員ではあります。物心両面にわたる負担は非常に大きいものがあります。

従って当市においては、国・県費にプラスして活動費を支出しており、市の財政を圧迫している現状にあります。国・県の重要な職務を担当する要職が名誉職と定義されることが妥当な社会情勢ではないと考えます。

従いまして、民生委員の底辺の人々に対する地道な活動が十分できる妥当な活動費の支出を確保するよう増額を要望いたします。

保育所建設に対する起債枠の拡大について

(東海部会提出)
説明担当 伊東市

近年における核家族化や働く婦人層の増加によって保育に欠ける児童は増加の一途を辿り、保育所建設の要望も一段と強まっている。しかし、保育園一つをつくる場合でも、補助金や起債以外に多額な地方負担が必要となっており、加えて現在の財政状況が建設を一層困難なものにしている。

このような情勢を考慮し、国庫補助金の増額とあわせ、起債の大幅な増額を要望する。

学童保育所の改善に関する要望について

(関東部会提出)
説明担当 三鷹市

働く婦人が増えるにつれて、学童保育は、乳幼児保育とならび大きな社会的 requirement となっており、今後もますますその必要の度合が高まるものと思われます。

しかし、学童保育事業は、施設、設備、保育内容等の基準が明確になっておらず、国の補助も皆無な状態の中で、各自治体はやむを得ず、それぞれの実情に合わせてまちまちな行政を行なっている現状です。地方財政が急激に悪化し、各種事業の実施を中止せざるをえない状況において、全額自治体負担を余儀なくされているこれら学童保育事業は、今後の自治体財政をますます逼迫させることは明白であります。

よって、国におかれでは、児童憲章、児童福祉法の精神に則り学童保育事業につき、児童福祉施設最低基準の改正などの法的位置づけの整備と財政制度の確立を早急に行なうよう強く要望します。

幼稚園運営に関する国庫負担について

(四国部会提出)
(説明担当: 宇和島市)

人間形成の重要な部面を担っている義務教育就学前の幼児教育は、いまや義務教育の傾向にあるが、幼稚園教育の充実とともに、市費負担は、ますます増大し市財政に少なからぬ圧迫を加えつつある。したがって、この際、次の2点について国庫負担の増額を強く要望する。

(1) 公立幼稚園人件費の国庫負担について

現在、幼稚園教諭の人件費は、地方自治体の負担とされているが、最近の人件費高騰による財政負担は容易ならぬものがあり、幼稚園経営は著しく困難となっている。

したがって、この際、幼稚園教育の重要性にかんがみ、幼稚園教諭の人件費即ち給与費及び研修費についても、義務教育諸学校に準じて国庫の助成措置をされるよう制度の改正方を強く要望する。

(2) 幼稚園の就園奨励費補助金増額について

幼稚園教育の振興に資するため昭和47年度より実施された本制度は、着々その実を挙げつつあるが、この事業に対する国の補助は、「国の予算の範囲内で $\frac{1}{3}$ 以内」となっているものの、昭和49年度の補助率は $\frac{1}{3}$ より少ない31%で決定、交付されている。

しかるに、支給金額の増額、支給基準の改定により市費負担は年々増大し、市財政を大きく圧迫しているので、国においては補助率を少なくとも $\frac{1}{2}$ に改定し、十分な予算措置を講ぜられるよう強く要望する。

水道広域化事業に対する補助金の大幅増額 について

(北信越部会提当)
(説明担当 磐波市)

近年急増する水需要と水道水源としての地下水の枯渇化に対処するとともに、水の有効的利用を目的として各地で広域水道計画が図られている。

この広域水道事業は、性質上大規模で先行性が高く、その施設に多額の投資経費を必要とします。

これら事業資金の大部分は企業債等の借入金をもって充当せざるを得ない現状であります。このことは将来的に自治体財政を圧迫するとともに高い価格の水を住民に供給することとなります。

現在、国において広域水道事業に対し若干の補助金交付制度がとられておりましたが、わずかなものであり、料金は正にも程遠いものがあり、大幅な補助金の増額を強く要望するものであります。

水道施設(上水道、簡易水道とも)災害復旧事業の国庫補助についても、公共土木施設の災害復旧に準ずるよう取扱いの改善を要望

(東海部会提出)
(説明担当 鎌山市)

水道施設に係る災害復旧事業については、被災年度に復旧した事業分にのみ補助金交付を受けているのが現状であるが、水道施設は橋梁に添架あるいは公道下へ埋設する等している場合が多く、これら公共土木施設の災害復旧事業は3か年の間に施行されるものであり、次年度以降に復旧される公共土木施設に関連する水道施設の復旧事業については補助の対象とならないものを、公共土木施設の災害復旧の取扱いに準ずるよう、取扱いの改善方要望する。

廃棄物処理施設の整備について要望

(近畿部会提出)
(説明担当 明石市)

近年における人口と産業の都市集中化と住民の生活様式の高度化は、廃棄物の増大と多様化をもたらし、これらの適正な処理は都市行政における緊急課題である。しかるに、各都市の財政需要は年々増大の一途をたどり、巨額の資金を必要とする施設の整備は地方自治体にとっては大きな負担となり、財政的にも限界にきていく。

国におかれでは、一瞬の遅滞も許されない処理施設の整備をはかるため、次の各項目について特別の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 廃棄物処理施設に対する国庫補助基準額と補助率を実態に即するよう引上げられたい。
 1. 廃棄物処理施設の用地取得費、造成費、各種付帯施設の整備費並びに改良費を国庫補助の対象とされたい。
 1. 廃棄物処理施設の整備事業に対する起債枠と対象範囲を拡大し、充当率を引上げられたい。

都市農政の確立について

(中国部会提出)
(説明担当 備前市)

わが国の農業政策、就中、米の生産については、昭和46年度から生産調整が行われたところであるが、最近の世界的食糧危機を反映し、農業見直しが叫ばれている。

このように、政府の施策が不安定であるため、農業に従事する者にとって、種種の問題をかかえている。

よって、政府におかれでは、都市農政の確立を図る上からも、次の事項について、速やかな施策を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 都市周辺において、耕地の放任・荒廃の傾向が強まっている。
これは、流通機構の複雑化による農家収益の減収と農地法に基づく耕作権の問題によるものと考えられるので、その整備、改善をされたい。
2. 米の生産調整は、米の需給調整に大きな効果をもたらしたが、その結果、多くの荒廃した休耕田を生んだ。この復元は極めて困難で、多くの経費を必要とする。
食糧の自給率向上からも休耕奨励補助金の交付対象となった休耕田の復元経費について、国の高額助成を考慮されたい。
3. 土地改良事業等農業の基盤整備は、農政の根幹とも云うべきであり、その通年施行は不可欠な要素となるので、明51年度以降においても、通年施行のための休耕に対し、適正な額の補償措置がとられるよう、国の制度を確立されたい。

中小企業の救済について

(九州部会提出)
(説明担当 沖縄市)

総需要抑制策の浸透につれて、需要は急速に減退し、売り上げ不振などから減産、
滞貨等に伴う資金需要が増大する一方、金融引き締めによる資金繰りの悪化、物価
高騰による人件費の増大など中小企業をとりまく環境はきわめて厳しく、経営不振
による倒産が相次ぎ、憂慮すべき事態となっている。

よって、国におかれでは、中小企業の現下の窮状を開拓するため、次の事項につ
いて速やかに適切な措置を講ずるよう強く要望する。

1. 政府金融機関の融資量の大幅拡大、債務返済の猶予を図ること。
2. 不況業種への特別緊急融資制度や零細企業向けの無保証、低利融資制度など各
種融資制度の新設、融資条件の緩和、手続きの簡素化など適切な金融対策を講ず
ること。
3. 中小零細企業関連公共事業の抑制の緩和及び受注制度の改善を図ること。
4. 協同化の推進を図ること。

石炭政策の転換と産炭地域の振興について

(北海道部会提出)
(説明担当 赤平市)

石炭産業は、今まで第5次の石炭政策を樹立しながらも、閉山が相次ぎ産炭地域は重大な危機に直面し、地域社会経済の再建はまことに困難をきわめています。政府は、今年6月、第6次答申をもって新政策を樹立する姿勢を示していますが、これは従来の石炭政策を抜本的に再検討し、長期的展望に立った新石炭政策を確立すべきあります。

よって、政府並びに関係機関においては、次の事項をすみやかに実施し、もって石炭産業の長期安定と産炭地域の振興をはかるよう要望します。

記

1. 石炭産業の長期安定について

- (1) 鉱区の再編調整、流通機構の合理化等経営体制の再編成を図ること。
- (2) 石炭資源についての総合的研究、開発体制の整備を推進すること。
- (3) 労働条件の向上と労働力確保を積極的に図り、保安の確保に万全の措置を講ずること。
- (4) 石炭価格の適正な引上げなど、石炭の安定供給体制の確立を図ること。

2. 産炭地域の振興について

- (1) 経済効果の高い企業の導入について積極的な措置を講ずること。
- (2) 閉山地域における中小商工業者に対する融資については、融資枠の拡大を図るとともに、長期低利、無担保、無保証等の特別措置を講ずること。
- (3) 地域の環境整備、都市機能を高度化するため、産炭地市町村の財政強化を図ること。

3. 鉱害復旧長期計画の完全処理に必要な予算を確保すること。

4. 昭和50年度の石炭対策特別会計は、その財源において69.6%（原重油関税収入）の計上であるが、これを本来の比率である83.3%（12分の10）に引上げること。

5. 石炭対策の抜本的強化のため、必要に応じ一般会計よりの繰入れ等により新事態に対応した十分な石炭政策財源を確保すること。

公共下水道国庫補助対象事業費並びに単独 事業の起債枠の拡大について

(北信越部会提出)
(説明担当 上田市)

下水道は生活環境の整備に欠くことのできない重要な公共施設であるが、この建設には莫大な資金を要し、市の財政負担を極度に圧迫している現状である。

多年要望してきた補助率の引き上げが昭和49年度から実現されたが、国費の伸びが少なく事業量の大幅な抑制を受ける結果となり、事業の年次計画に大きな支障をきたしているので、国庫補助対象事業費の増額と単独事業に対する起債枠の拡大を強く要望する。

公共下水道事業の財源確保について

(九州部会提出)
(説明担当 山鹿市)

公共下水道は都市の基幹施設であり、その整備促進は住民の強い要請となってい
る。しかしながら、巨額の事業費を必要とし、地方財政が深刻な危機に直面してい
る現状のもとで、各都市とも事業財源の確保に苦慮している状況にある。

よって、国におかれては、公共下水道事業の推進を図るため、次の事項について
積極的な施策を講ぜられるよう強く要望する。

1. 公共下水道事業費については、補助対象事業、単独事業と分けることなく、総額を補助対象とし、残額は全額起債をもって充当できるようにすること。
2. 公共下水道事業に係る基本調査並びに事業認可事務費の財政援助措置を実現す
ること。
3. 事業費に対する国費は要望の半分にも達しない現況にあるので、国庫補助率を
早急に引き上げること。
4. 公共下水道事業に対する県費負担を制度化すること。
5. 終末処理場の維持、管理に要する電気料金の軽減措置を講ずること。

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（北野文夫君）ご報告申しあげます。

ただいまの出席議員さんは 22 名でございます。欠席届け出の議員さんは上代議員さん、公務出張でございます。成田議員さんの 2 名でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、22 名でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいまの報告どおり、出席議員 22 名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長（池辺秀夫君）

会議録の署名議員を 3 番、金沢勝君、5 番、竹下義章君、6 番柏音三郎、以上、3 名にお願いいたします。

本日の議会に出席を求める者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしくご了承願います。

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

（市長のあいさつ）

○ 市長（藤木秀夫君） 本日、ここに本年第 1 回臨時会をお願い申し上げましたるところ、議員の皆様方には公私何かとお忙しい折から、なおまた、暑さことのほか厳しい折りにもかかわらませずご出席いただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本臨時議会にご提案申し上げます議案は、工寧請負契約締結についていか 4 件と、専決処分の報告について 2 件でございます。何とぞ慎重ご審議賜りましてご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

なお、終わりに当たり恐縮ですが、ただいま永年議員として先刻、議長会より表彰を受けられました議会の皆様方には、永年にわたり地方自治進展にご尽粹賜りましたご労苦に対し深く敬意を表しますとともに、今回の受賞を心からお祝い申し上げます。今後、一そうのご活躍をお祈り申し上げ、はなはだ簡単ですが、開会に当たってのごあいさつにかえさせていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつが終わりました。

この際、お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき本日1日と決定いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ない者と認め、本日1日と決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君）

それでは、これより日程審議に入ります。日程第1「和気南町内未舗装道路舗装等の請願」を議題といたします。本件については至る3月31日、第1回定例会において建設委員会に付託されておりますので、審議の経過並びに結果報告を建設委員長の藤原君にお願いいたします。

（建設委員長報告）

○ 建設委員長（藤原要馬君） ご指名によりまして、請願第2号についてご報告申し上げます。

昭和50年3月31日開会の第1回定例会において上程せられました請願第2号「和気南町内未舗装道路舗装等の請願」についてであります。十分調査検討する必要があるとのことで当建設委員会に付託となり、慎重審議をいたしました経過並びに結果を取りまとめてご報告申し上げます。

去る4月1・5日に第1回の委員会を招集いたしまして全委員出席のもと、関係理事者の出席を求め、まず、住宅内の概要説明があり、続いて請願内容の各項目別に担当部長の詳細な説明を求めましたが、各委員より「現地を見た上で検討してはどうか」との意見があり、次回の委員会で現地調査するということでその日は終わりました。

第2回の委員会を5月1・3日に招集し、前回の委員会で決定したとおり、現地調査を行いました。その結果、和気南の住宅は、宅地開発指導要綱が制定されるまでに造成した建売住宅である。したがって、当時の指導面に問題があったことも指摘し、請願内容のうち、特に下水排水面を担当部局で技術的に検討し、次回に報告するよう指示し、その日の委員会を終りました。

第3回委員会を6月2・8日に招集し、理事者より検討した結果を求めました。まず、舗装の件であります。現在、和泉市内に当該和気南町内のような立地条件に即した個所がかなりあります。いま直ちにこの地区だけ実施することは問題があるので、今後の問題として考えていく旨の報告がありました。

次に当面、問題になりそう下排水の件でございますが、この付近の松尾川は河川改修が行われて旧河川となって、そこへ排水を放流しているように見受けられ、現在河川として利用して

いない関係上、担当土砂が堆積しており、これら土砂のしゅんせつと合わせて排水管の位置を変更すれば何とか応急の措置ができるとの意見がありました。

次に、防火用水槽の設置であります。去る1月にも一応陳情がありましたが、十分検討いたしましたところ、この地区に消火栓が3ヶ所あり、150メートル以内に大体5ヶ所の消火栓が有効に働いております。また、付近の松尾川沿いに6、7台の消防車が配車できますので、現時点では十分な体制であるとの説明がありました。

次に、「ちびっこ遊び場」施設の件ですが、基本的な考え方として、用地は町会で取り付けしてもらって、そこへ遊具類を市から備えていくということで設置している現状の説明があり、本件についても土地の提供を願い、それによって遊具類を設置していきたいと考えているとの報告がありました。

以上、請願内容4点についてのそれぞれの意見並びに結果報告が終わり、お詫びいたしましたところ、全員一致で本請願中「下排水路の整備について」のみ採択することとした次第であります。何とぞ速やかに本請願を採択せられることをお願い申し上げ、私の報告を終ります。

○ 謙長（池辺秀夫君） ただいまの委員長の報告どおり、本請願を採択するにご異議ありません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、請願第2号中、第2項の「下排水の整備」のみ採択することに決しました。各委員さんにはご審議まことにご苦労さんでございました。

○ 謙長（池辺秀夫君） 日程第2及び日程第3「専決処分の報告について」は、いずれも「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について」でありますので、これを一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第15号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の通り専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和50年7月24日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第8号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和50年6月21日専決

和泉市長 藤木秀夫

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し、和解する。

1 損害賠償及び和解の相手方 和泉市池田下町1840番地

森内牛乳株式会社

代表取締役 森内 優

2 損害賠償の額 108,800円

3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額の支払うことで和解する。

報告第15号参考資料

〔I〕 損害賠償の原因である事故の概要

1 日 時 昭和50年5月26日午前10時30分ごろ

2 場 所 和泉市鍛冶屋町地内

3 事故の概要

市道鍛冶屋天上坊線を東進してきた市有車（軽四輪）が、市道納花浦田線との交差点にさしかかったところ、納花浦田線交差点附近に大型貨物自動車が駐車していたため、視界が不十分で、警笛を鳴らし交差点を通過しようとしたが、納花浦田線を相手自動車（普通貨物）が、大型貨物自動車側方より北進してきたのを発見、急ブレーキをかけたが及ばず、相手方自動車の左側面に接触、破損させたものである。

〔II〕 損害賠償額の内訳

総額 108,800円

全国市有物件災害共済によるてん補 108,800円

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

昭和50年7月24日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第9号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例(昭和44年和泉市条例第9号)の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和50年7月5日専決

和泉市長 藤木秀夫

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し、和解する。

1 損害賠償及び 大阪市大淀区中津浜通2丁目26

和解の相手方 日独浄化工業株式会社大阪支社

代表者 渡田瀬臣

2 損害賠償の額 82,600円

3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

報告第16号参考資料

(1) 損害賠償の原因である交通事故の概要

1 日 時 昭和50年5月26日午後2時20分ごろ

2 場 所 和泉市府中町6丁目12番2号 和泉市消防署府中出張所前
府道大阪和泉泉南線路上

3 事故の概要

本市消防団第1分団員が、ポンプ車のガソリン補給後、和泉市消防署府中出張所に入庫すべく、府道大阪和泉泉南線上で北向きに一旦停車の後、ハンドルを切りながら後進中、ポンプ車の直後に停車した乗用車の右ヘッドライトにポンプ車の前バンパー左角部分が接触、破損させたものである。

(II) 損害賠償額の内訳

総額 32,600円

修理費 32,600円

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただいまご上程をいただきました報告第15号、専決第8号「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について」、提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

この件は、本市納税課の職員が市の公用車に乗車、公務に従事中、交通事故によって相手方に損害を与えたので、その損害賠償の額の決定及び和解につきまして、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、専決処分をさせていただいた次第でございます。

それでは、その内容についてご説明を申し上げます。参考資料にも記載いたしてございますように、去る5月26日午前10時30分ごろ、納税課の職員が市の軽四輪車で鍛冶屋町の納稅貯畜組合長の宅から国分町方面に向かって鍛冶屋町内を東進し、市道納花浦田線との交差点にさしかかったところ、その付近に大型貨物自動車が駐車していたため、視界が不十分だったので、警笛を鳴らしながら交差点を通過しようとしておりましたところ、納花浦田線を北進してきた普通貨物自動車が、大型貨物自動車の側方から進行していくのを発見、直ちに急ブレーキをかけたのですが及ばず、相手方の動車の左側面に接触し、破損させたものでございます。幸い、人身については、害がございませんでしたので、相手方の自動車を修理することで示談が成立し、和解いたした次第でございます。

損害賠償及び和解の相手方は、本市池田下町1640番地、森内牛乳株式会社でございまして、損害賠償の額は10万8800円でございます。

なお、この修理に要します額、すなわち損害賠償の額につきましては、全額全国市有物件共済によりまして支払われることとなっております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 消防長（和田増義君） 引き続きまして、報告第16号、専決第9号「交通事故による損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分について」、その理由並びに内容についてご説明申し上げます。

本件は5月26日午後2時20分ごろ、和泉市消防署府中出張所前におきまして、消防団の第1分団員が、ポンプ車のガソリン補給後、和泉市消防署府中出張所に入庫すべく、府道大阪和泉泉南線上で北向きに一たん停止いたしまして、ハンドルを切りながら後進、入庫しようとしたところ、後続しておりました車の前部右ヘッドライトにポンプ車の前バンパー左角部分が接触、損害を与えたものでございます。

その後、相手方と示談いたした結果和解が成立いたしたもので、相手側は大阪市の日独浄化工業株式会社でございまして、修理費3万2,600円をお渡しするということで和解したものでございます。これに伴いまして7月5日、専決させていただいたものでございます。

なお、本件につきましては、全額全国市有物件共済により交付方を申請中でございまして、近く全額交付されるものと思います。今後は十分注意いたしまして、事故を起こさないようやついていきたいと思いますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。

- 25番（藤原要馬君） この報告の中で視界が不十分であったため警笛を鳴らして走ったという形がおかしいと思う。それで運行管理者があるだろうと思う。これだけ車があればいつも言うてますが、どういうふうに注意し、指導しているのか。この件についてもどんな注意を与えたのか。お聞かせ願いたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。

- 納税課長（吉田日出男君） 運転については、いつも職員には十分注意申し上げてるわけでございますが、今回の場合も一たん停止をちょっと怠ったということで、今後、絶対にそういうことのないように、一たん停止は守っていくように厳しく注意を与えました。

以上です。

- 25番（藤原要馬君） これは車やからよかったです。もし、人身事故で即死でもしておったらどうなるんだということです。それは各課で運行管理者ができるのか。その制度的な問題をもつとはっきりしてもらいたいと思うんです。3台以上あれば運行管理者が要るんです。民間でも官庁でも同じことです。だから、それらの運行管理はだれが責任を持ってやってるのかということです。

- 総務部長（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

かねがね、そうした面につきましては、これだけ多くの車がございますので、運行管理並びに修理等の管理者を置かなければならぬというご指摘を受けてまいっておりまして、かねて整備すべく今回、管財課等を設置し、車両の集中管理を現在、実施に移しつつあるのでございます。一応、全体の車を集中して管理するという状態にはまだなってないわけでございまして、部分的に各課に専属で使用させて、いわゆる長期貸し付けというケースがございますので、総体的な運行管理制度につきましては、それぞれの課で所管、その長期貸し付けの車については責任を持ってもらうという形をとつておるわけなんです。これはご指摘を受けるたびごとに、われわれも制度の全面改正をやろうという形で進めてまいってるわけなんでございますけれども、今日の時点では、部分的な集中管理がやっとこさ軌道に乗ったという状態でございまして、改正の不備な点につきましては、非常に違感に思うわけでございます。今後、管財課を中心となって運行管理、車両の整備等につきましても鋭意、努力してまいりたいと在じております。現状、まことに申しわけないのですが、ひとつご了解いただきたいと思います。

- 25番（藤原要馬君） これはいつも事故が起つたとき、あらゆる面についてそういうことを言つてゐる。しかし、一向に実施しないということはおかしい。これだけの車があり、それが専用運転手の用意があつたらいいが、だれかれなしに乗つてゐると思う。最期貸し付けにしてもね。だから、官庁の車の運行については、非常に指導監督という面について思つてゐる。官庁の車の運転が非常に横暴であるということは始終耳にする。そこらの点を十分指導監督してければならない。道交法についての専門的な知識のある者を運行管理者にしなければいけない。何年間かはそれに適した者を置かなければならぬという適用を受けてる。やはり市としては指導の立場にある。民間業者の多数の自動車を持つてるところを指導しなければならない立場にあるのに、自分が指導を受けなければならないということでは困る。次の議会までに必ずやってもらつようにお願いしたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、報告第15号、第16号の報告を終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第4より日程第6までは、いずれも「工事請負契約締結について」であり、相関連いたしますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第38号

工事請負契約締結について

市立(仮称)第2和泉中学校敷地造成及び外構工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和50年7月24日提出

和泉市長 藤木秀夫

- 1 契約の目的 市立(仮称)第2和泉中学校敷地造成及び外構工事
- 2 契約者 和泉市長 藤木秀夫
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 1,850,000,000円
- 5 契約の相手方 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内務
- 6 工期 自昭和50年 月 日(議決の日)
至昭和51年8月30日
- 7 契約保証金 6,750,000円
- 8 保証人 貝塚市鳥羽183番地の1
株式会社 蔡内工務店
取締社長 蔡内豊吉

議案第38号参考資料

市立(仮称)第2和泉中学校敷地造成及び外構工事概要

- 1 工事場所 和泉市富秋町123番地
- 2 敷地面積 3,9800m²
- 3 概要 敷地造成 3,9800m² 土留壁及び擁壁 739m
歩道設置工事 31.1m 正門及び通用門8ヶ所
外周ネットフェンス 397m 外周コンクリートブロック塀 889m
屋外運動施設 野球バックネット、テニスコート

反動式高鉄棒、 低鉄棒、 砂場 2ヶ所

議案第39号

工事請負契約締結について

市立(仮称)第2和泉中学校新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和50年7月24日提出

和泉市長 藤木秀夫

1 契約の目的 市立(仮称)第2和泉中学校新築工事

2 契約者 和泉市長 藤木秀夫

3 入札の方法 指名競争入札

4 契約金額 1,550,000,000円

5 契約の相手方 大阪市浪速区浪速町東1丁目8の1

榎並工務店間組共同企業体

代表者 榎並 昭

自 昭和50年 月 日(議決の日)

至 昭和51年8月30日

6 工期

7 契約保証金 77,500,000円

8 保証人 大阪市北区空心町1丁目70

株式会社 松村組

取締役社長 松村雄二

議案第39号参考資料

市立(仮称)第2和泉中学校新築工事概要

1 工事場所 和泉市富秋町1-2-3番地

2 敷地面積 89,800m²

3 工事種別 新築

4 構造及び規模	管 理 室 棟 及 び 教 室 棟	鉄筋コンクリート造2階建及び3階建 建築面積 3.748m ² 延床面積 8.975m ²
	体 育 館 棟	鉄筋鉄骨コンクリート造平家建(一部2階) 建築面積 1.242m ² 延床面積 1.485m ²
	給 食 調 理 室 棟	鉄筋コンクリート造平家建 245m ²
	機 械 室 棟	鉄筋コンクリート造平家建 300m ²
	ク ラ ブ 室 棟	コンクリートブロック造平家建 107m ²
	廊 下、そ の 他	255m ²
		合計総延床面積 1,136.7m ²

5 概 要 普通教室 24

管理諸室…職員室、校長室、応接室、事務室、保健室、会議室、相談室、生徒会室、教材室、放送室、校務、警備員室、下足室、ホール 他
 特別教室…理科室、音楽室 2、美術室、技術室、家庭科室、和室、図書室、視聴覚教室、L.L.教室及び各準備室

議案第 40 号

工事請負契約締結について

市立南横山小学校プール新設工事請負契約を締結するに付し、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和 50 年 7 月 24 日提出

和泉市長 藤木秀夫

1 契 約 の 目 的 市立南横山小学校プール新設工事

2 契 約 者 和泉市長 藤木秀夫

3 入 札 の 方 法 指名競争入札

4 契 約 金 額 33,000,000 円

5 契 約 の 相 手 方 和泉市父鬼町 95

(株) 北喜組

代表取締役 北野喜八郎

- 6 工期　自 昭和50年 月 日(議決の日)
 　至 昭和50年12月25日
- 7 契約保証金 1,650,000円
- 8 保証人 和泉市大野町580番地
 　(株)寄田組
 　代表取締役 寄田年文

議案第40号参考資料

市立南横山小学校プール新設工事概要

1 工事場所	和泉市父鬼町1506番地
2 敷地面積	3,720m ²
3 工事種別	新築
4 構造	25mプール一面 19.2m ² 小プール一面 1.8m ² 機械室 1.4m ² 土留擁壁 間知ブロック積 343m ³

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(中塚白君) それでは、議案第38号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、市立(仮称)第2和泉中学校敷地造成及び外構工事で、契約の相手方は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設代表取締役竹内務。工期は、ご議決の日より昭和51年3月30日まで。契約金額1億3500百万をもって契約しようとするものでございます。工事内容については、別紙参考資料記載のとおりでございます。

続きまして、議案第39号についてのご説明を申し上げます。

本件は、市立(仮称)第2和泉中学校新築工事で、契約の相手方は、大阪市浪速区浪速町東1丁目8の1、榎並工務店間組共同企業体代表者榎並昭と、工期は、ご議決の日より昭和51年3月31日まで。契約金額15億5000万円をもって契約しようとするものでございます。工事内容については、参考資料記載のとおりでございます。

続きまして、議案第40号についてのご説明を申し上げます。

本件は、市立南横山小学校プール新設工事で、契約の相手方は、和泉市父鬼町9.5、(株)北喜

組代表取締役北野喜八郎と、工期は、ご議決の日より昭和50年12月25日までをもって、契約金額3千300万円をもって契約しようとするものでございます。工事内容につきましては、参考資料記載のとおりでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） 建築自体については、別にどうこうということはありませんが、この建築について、地元の町内会、自治会等からいろいろ問題が提起されているはずでございます。これはいつも指摘していることですが、1つの事業をやるときに、こういうものが全部決まってから地元に了解せよという話を持ち込んでいる。たとえば解放会館でいやというほど経験してはいますが、にもかかわらず、この中学校建設についても、同じようなことが繰り返されているんじやなかろうかと推測されるような状態なんですが、この点市長、どうなんですか。ちゃんと地元の了解はとっているんですか。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。

- 教育次長（阪東重信君） お答え申し上げます。

新しい中学校建設についての地元の了解ということですが、ご承知の当初予算でもご審議いただいた問題の中で、第2中学校は校区再編成の問題も抱えておりますので、現在、適正就学審議会でご審議いただいてますが、工事に関係する地元への説明につきましては、議員さんにもお力添えをいただきしております。なお、地元からもいろいろ要望が参っておりますので、建築課とも十分協議して、近く回答を持って地元に寄せていただく予定でありますので、ご了解いただきたいと思います。

- 17番（山田清二君） だれに言うたらええかわかりませんが、一応、責任は市長でしょう。市が自分で土地を購入し、そこへ物を建てるんだからええんだという考え方で物事を進めてるんと違うか。少なくとも、工事をすれば、近所の人に相当迷惑がかかるることは当然です。また、そこへ1つの物を建てたことによって排水等いろんな問題が起こってくることも当然です。そういうものを被害というか、知りませんが、そういう被害をこうむるところに何の相談も事前になかった。こういうことで建てるに決まりましたから、これから工事をいたしましたからよろしく、という形で連絡をされている。そのために工事が進まないため難儀してところが幾つかあるはずです。これについては、これからいろいろ話をしていくということでございますが、実際問題として、これは工事請負ですから、どういう方法で、どういう工事をやろうとしているか知りませんが、どういう形で地元に納得してもらうか知りませんが、工事ができまへんやろう。工事ができても使えまへん。そういう問題を含んだ今まで議会に出てる。これはだれの責任なんですか、責任の所在をはつきりしてほしい。

○ 教育次長（阪東重信君） 当然教育委員会の方で工事をすべて担当しておりますので、いろいろこの問題につきましては、責任を持って地元との話を進めてまいりたいと思っております。特に工事上の問題につきましては議員さんがご承知のように、阪和線の踏み切りの問題等もありまして、国鉄、警察等とも十分協議をいたしまして、公共事業に対する理解をいただきながら、地元の要請におこたえできるような体制で進んでいきたいと思っております。その他排水問題等も出ておりますが、公共事業をやるにしても、従来にない、でき上がったものを持ってこいというような地元の強い要請を受ける中で非常に苦労しておりますが、責任を持って教育委員会のもとでこの事業を完成したいと考えておりますので、よろしくご協力のほどをお願いしたいと思います。

○ 17番（山田清二君） 事業は完成しなければいけません。当然必要なんです。やることが反対だとか言ってません。1日も早くやらないかんことです。もっと早く議会に提案されてしまうなければ工期が間に合わんほど切迫して事業だということも見当はつくんです。しかし大抵のことが、たとえばため池の払い下げなんてときどき出てくるが、そんなときでも、現実に池の現状がなくなってしまってから出てくる。いつも遅い。議会へ出てくるのすらそういうことですから、地元なんかそれからあとでもええわいというつもりでおるんじやなかろうか。市の事業だ、しかも市民のためにやってるんやないか。少々のことぐらいがまんせよというようつもりで行政を指導してるんと違うかと言いたい。りっぱな学校をつくったるのにごちやごちや言うなというつもりで行政指導をやってるんじやなかろうか。

教育委員会の責任でございます、工法は建設部の責任でございますと次長が言われるかもしませんが、教育委員会とか、建設部の責任ですと言っても何でもできるかといつたら、できない。全部市長の決済が必要である。市長が決済するときに、そういうものは全然関係なしにハンコを押したんか。そえとも、地元はどうでもええといって決済したのか。それとも、教育委員会なりが、地元の問題は一切全部解決してますという報告に基づいてやったのか。その点だけ。それとも、教育委員会で全部進めて、決済も教育委員会でやったのなら別ですが。あんまり上の方でやってることはわかりまへんので、一遍はっきり教えていただきたい。

○ 市長（藤木秀夫君） 山田議員のご指摘のとおり、すべては私に責任がございます。しかし、でき上がるまで何にも言わない、議会を無視しているというおしかりはございませんが、決してそういうことではございません。むずかしい問題でございまして、担当部局にその点は頼んであるということになるわけでございます。悪しからずご了承賜りたいと思います。

○ 17番（山田清二君） 悪しからずということですが、先ほどの交通事故の場合も今後、こういうことのないようにと、交通事故の場合は、少々注意しておっても起こる場合があります。

極端に言えば電信柱に当たっても、これは勝手ですが、交通事故は、注意をしていても起こるときはあります。ところが事業の問題は、気がつかなんだということはない。建てるということは市が決めるんやから、それまでに、これはこうしますよ。という話し合いは地元としておくべきだ。建てたらいかんとか、音たてたらいかんというのと違います。音をたてるについては、時間的にある時間を省いてほしいとかいうことは今後できると思う。最も肝心なことは、土地造成工事にかかっているながら、まだ何をつくるかわからなかつたという、ある日突然、ここへ中学校を建てますからよろしく、というあいさつを受けたんだという。いろいろ聞いてみれば、住宅の中へ排水というか、浄化水を流すようになつて。現在ですらそれが問題になつてゐる中で、そういうことをやられては困るんだということが出てきた。先ほどの請願とは場所は違いますが、どれもこれも指導要綱ができる以前に建てた住宅、だから、市としては住宅会社の責任だということで、その中のことについてはほとんどやってもらつてないんです。そういうところへ今後は一番きらうものだけを通そうとするんだということなんです。そういうものを市長は知つてやつたんか、全然知らなかつたというわけにはいかんと思う。

いま、市が何かやっていくのに、一切のことが言つてもいいが、市民を盲にしておる。工事始めるそやなとなつて知つていくのが実情です。もう少し事前に協議をしておくべきだ、土地の買収を今日から始めるんと違う。立ち退きまで話はついているんです。ところが、その場所は立ち退いてもらわなければ使われんから話を進めたんか知らんが、近隣地域には全然話を持ちかけてないところに問題がある。

ついでだから一つ聞かしていただきたいが、解放会館については、当初予算のときに、市長の責任で地元の了解をとつて工事を進めるということを約束したんですが、この了解というか、地元との交渉はどの段階まで進んでるのか。一緒に返事をしてほしい。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者の皆さんに一言申し上げますが、山田議員の指摘されておることを十二分に肝に銘じて今後、かようなことのないようにやってもらいたいと思います。よろしいですか。

他に。

- 7番（田中包治君） 私は老婆心かもわかりませんが、この請負工事契約が2社になつてますが、どういう理由で2社に請け負わせたかということです。片方は教室とかの建物、他方は造成、正門とか、こういうことです。これは関連事業やと思う。教室を建てるのに土を堀つたりしますわね。ところが、意識的になぜこれを2つの会社に請け負わせたか、紛争が起こる可能性があると思う。区域の問題等いろいろある。何か市役所と建設会社との間にあるのか。ないのかわかりませんが、何か第3者が見た場合に理解しにくい。ところが、建物は建てる、

土は掘るところが、掘った土を整地するのが建物を建てた会社の責任や。今度は、整地する方が何をするのかという問題がからんでくる。この限界です。

それともう一つ、建物を建てて整地して、第2義的にコンクリート堀とか、野球バックネット、正門等をするのならまた話は別。ところが同時にやられておるが、これらが非常に疑惑を持たざるを得ないと思うんです。なぜ2つに分けたか、これらがどうしても理解できない。

- 3番（金沢勝君） 関連=田中議員が質問したんですが、3件出されておるわけなんですが、来年4月開校ということで請負契約されてる。もちろん造成も外周も含めた造成なんですが、新築も含めて3月末、トラブルの問題もあるでしょうが、同時に3月末ということは、私は工期に非常に支障があるんじゃないかという点、

もう一つは、16億8500万円という巨額の工事、今日議決されたら、1日に少なくとも700万円程度の仕事をしないと完成しないという。工期的に間に合うかどうかという点についてお答えいただきたい。

それから過日、鶴山台のプールができ上がったわけですが、このプールの契約は、需要期に契約して12月25日に落成するんだという。プールは1年に7月・8月の2ヶ月しか使えない。この期間におくれたら、1年おくれても同じことです。なぜ7月のプールに間に合うように請負契約をされなかつたのか。いわゆる文句言わせて、とにかく泣いてる子供にガラガラを持たして来年を見込んで楽しみにさせる、泣きやますような請負契約である。実本位的な契約でない。だから、なぜ7月に間に合うようなプールの契約をしなかつたのかという点と、もう12月末やつたら、来年7月までにつくつたらいいんじゃないですか。会計予算的な問題もありますが、来年7月にできても同じことです。時期外れの契約をされようとする理事者のおくれた理由、この点について、合わせて関連してお答え願いたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。

- 建設部長（中塙白君） それでは、田中議員さんの本質的な問題につきまして、私からお答え申し上げます。

なるほど、上物をも含めて造成工事をするのが理想的でございますけれども、たまたまこの工事は、かなり膨大な金額でございます。実を言いますと、地元業者ではいささか荷が重過ぎると申しますが、その懸念がございましたので、分離したわけでございます。

それと、特にこの席上で私の方からはっきりしておきたいのは、少なくとも、特別な関係で、疑惑があるということにつきましては、さらさらそういうことはございませんので、はっきり申し上げておきます。そういう関係じゃなく地元業者の育成ということがございまして現実に一般事業の舗装の場合でも、今まで地元業者にはやらせてはございません。と申しますのは、

プラント等を持ってないわけで、当然、そういう設備を持った会社にやらせる、ただし、それでは地元業者に対して、最近の公共事業の抑制とかで非常に仕事が少のうございますので、そういうこともかみ合わせて、付帯工事等を舗装工事と分離してやろせてるケースがございます。そういう観点から、これを分離したとご解釈賜りたい。かまたま、特に事情があつてこうしたということは決してございませんので、ひとつその辺のことは、はっきりさせていただきたいと思います。

それから、あのプール、その他工事上の問題につきましては、担当からご説明申し上げます。

○ 建築課長（中上好美君） ただいまご質問ありました、いわゆる2業者による工事上のトラブルの問題につきましては、当初から私どもも十分考えておりまして、もちろん、用地が非常に広うございますので、その点では、2つの業者に事前に協力し合うようにということで話をしております。ご心配の点については、私ども、工期内に完成できると考えております。

それから、南横山小学校のプール建設の件についてでございますが、これは当初予算に計上され、私ども、教育委員会、地元と協議を進めてきたわけですけど、たまたまご存知のように南横山小学校は校区が非常に狭いということで、運動場の山側を削ってプール用地をつくってほしいという地元の要求が非常に強うございました。その点で先立っての市議会において、この用地をつくるための補正予算もご承認いただき地元と協議いたしまして、今回のような請負工事契約を締結することになったわけです。ご指摘のようにプールのシーズンは終わりますけれども、地元とのそういう経過の中でそのような請負契約を締結するようになったということをご理解いただきたいと思います。

○ 7番（田中包治） 実は、私が老婆心と言ったのは、そういうことを言っておるのではない。ただ、私が心配するのは、地元業者が可愛いというだけで分散して、紛争を起こすということと、案外、地元業者においては、後始末をしないという大体の定評があるんです。

それと、この問題について筋論からいけば、一定の時間を外してから2期的にやるのが正しいと思う。外部と建物を同時にできるということは、常識では考えられないことははっきりしてるとと思う。だから、こういう契約をすることは、第3者から見て何かあるんじやないかという疑いの目はあるから、こういう工事契約というものはやるべきではないということです。

○ 8番（金沢勝君） 私は素人でわかりませんけれど、この請負金額からいたしまして、今日、契約を結ばれたとしても240日しかない。ほかならん学校施設なんです。技術的なことはわかりませんが、一日に700万円、日曜祭日、雨天も含めて平均でこれだけの金額の仕事をしなければ、この3月末までに完成しないという数字が出てくる。技術屋さんは先ほど工期内云々

と言つておりましたが、私は老婆心ながら言ひたい。もう少し親切な契約を結んでもらいたい。

また、プールについては、いま契約を結んでなぜ12月25日に完成するのか、もっと彈力性があつてしかるべきだ。12月にできても、来年7月の需要期にできても同じことです。その点再度お答えいただきたいと思います。

- 建築課長（中上好美君） 第1点目の第2中学校の工期の問題ですけれども、先ほどお答えいたしましたように、相当膨大な金額ということは私ども、十分了解しております。現在、業者に対して準備を進めさせております。したがつて、全体の工程的にはコンクリートなり、体育館の鉄骨の組み立て、いわゆる仕上げまでの工程を11月末までに何とか完了させたい、業者もそういうことで私どもに約束をしております。11月から残りの日程で仕上げ工事を完了するということで、一応、そういう予定でいきますと、ほぼ工程どおり完成すると見ております。

第2点目の南横山小学校のプールの件は、地元から非常に強いご要望があつて教育委員会が建設することになったわけですが、たまたま去年から協議している中で、4月に校長先生なり、PTAの役員さんがおかわりになったことで意見も若干、食い違つてきたわけです。その中で用地問題が非常に大きな問題になつて、裏側の山を一部取り壊して石積みの擁壁を設けてプール用地をつくる、このために約1ヶ月半かかるわけであります。あと、普通プールの場合は2カ月半で完成、そういう日程でたまたま、地元の方もプールの姿を1日も早く見たいということも含めて、ご指摘の12月にできること自体、シーズンからいえば非常に問題があるわけですが、そういう日程で私どもは工程を組んだ、こういうことでござります。

- 3番（金沢勝君） あのね、事情はどうあろうと生徒が主体のプールです。役員のトラブル云々は関係ない。造成もやらなければならんということも含めて7月に間に合うような請負契約を結んでいただきたかった。12月の正月前にできて何になる。できたら役員が喜ぶかも知れませんが、実際に子供が使えないという時期にこういう契約は結ぶべきではないと私は反対している。以後、こういうことのないようにやってください。終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 他に。

- 18番（直村静二君） 一つは、この分につきましては、私は予算講会のときにも問題はあつうということで修正意見を申し上げたんです。しかし、それはともかくとして、こういう提案をされておりますので、質問をして中身をはっきりしていきたい。

第1点は、一般的な問題でございますが、枚方では、暴力団との関係で疑惑を招く問題が発表されており、その中で大阪府警は、近いうちにいろんな業者との癒着問題もあったらしいからということで、疑わしいところがあれば、各衛生都市、地方自治体にリストアップして送付す

るということも新聞報道されておりましたので、当和泉市についても、大阪府警からそういう関係でリストの提示があったかどうか。なければならない、あればあるということで具体的にお答え願いたい。

それから、この請負契約が竹内建設と出ておりますが、去る7月17日ごろ、需報電話局で竹内建設なる名前の入った車を見ました。6月議会で私が指摘したところの地方公共団体として電話帳に載ってる電話番号をとともに書いてあるということで、萩本氏が不適格と言っておりました。私はそれを確認しておりますが、竹内建設は地方公共団体の一員として電話番号を公に張っていいのかどうか、これについて指導してるのはどうか、この点についてお答え願いたい。

それから、確かにこの竹内氏は、部落解放同盟の副支部長だというふうに私は認識しております。それと、この横並工務店間組共同企業体、ジョイントですか、これも土建協会員と心得ております。そこでお尋ねいたしますが、この第2中学校につきましては、同和校の指定校として建設されようとしておるのか。その点をひとつはっきりしてほしい。

それから、この学校の人員は何人にするんか。この建設内容からいくと、山手中学校を廃止してその分を入れるとなれば、一定の700人だと聞いておりますが、何ら確定しておりません。校区再編成の最終案が出ておりませんので、その点で同和校として建てるのか、建てないのか、その点を明確にお答え願いたい。そうしないと、ちょっと質問のあとがむづかしい。

それから、内容についても若干触れておきますが、機械室とは、どんな機械室ですか。今までデラックス版と聞いておりますが、空調室ですか。ただ、機械室ということで、ざっと100坪と思うが、それほど大きなものが要るんかどうか、ちょっと判断しかねますので、その点もお答え願いたい。次は、数子的な問題につきまして、山手中学校を廃止してその分を入れて大体700ということですが、最近、建てられた御荘中学校、これは50年度で679名ですか。これは49年度事業、上物だけで2億6000万円、信太も3億なのに、なぜこの新中が15億5000万円もあるんか。なぜそんなデラックスになるんか、ちょっと判断に迷いますので、御荘や信太中の4、5倍、今日、非常に地方財政の危機が言われ困っているのに、なぜこんな価格になるんか、ご説明願いたい。

もう一つ、大阪府が1千億円の税収不足で事業量を20%カットするというが、具体的にこの新中の工事関係で縮小を受けるんじゃないかな、この点もひとつ。

○ 議長（池辺秀夫君） 一言、理事者に申し上げたいと思いますが、6月定例会にも申し上げたとおり、答弁する場合には職種、氏名をはっきり言ってから発言していただくよう注意しておきます。理事者答弁。

○ 建設部理事（林徳次君） たくさん質問がございましたが、そのうち私どもに関係いたします部分をお答え申し上げます。

まず、第1点のリストは、建設部では現在のところ、承知しておりません。もらっておりません。

それから、4番目の機械室、100坪近い大きなものの中身は何かというご質問ですがこれには室調用の機械室でエアコンでございます。

また、他の学校に比べてデラックスな印象を受けるが、単価はどうかというご質問ですが、この全体の金額は単価のみではございません。それぞれのボリューム、中身によって変わりますが、いわゆるご指摘の単価としては、特別にこの学校だけを高くするというのではありません。

以上、3点のみお答えいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） 教育関係についてお答えいたします。

新しい第2中学校は、同和教育の推進校の指定を受けるように聞いております。現在の御菴中学校、信太中学校との関係につきましては林理事から答弁がありましたら、大阪府の同和対策予算の削減と、この学校の建設の調整がございますが、現行制度の中では、市議会でご議決をいただいている財源確保については、從来どおり、何ら変更の考え方は聞いておりませんので、現在の予算の中でも財源確保について努力いたしております。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 資保館長（萩本啓介君） 車の件ですが、実は、その件については、今まで知らなかったわけでどういうぐあいに電話番号を車に書いてるんか、その辺は調べてみたい、かように思います。

○ 18番（直村静二君） 実はこの前、私が言ったときも、大体知っていたが、確認していないかったので言わなかったが、あなたが知らない。その名前もだれか答えない、そういうことです困ります。これは調べてどうしますの、電話番号は消してもらえますか。

○ 議長（池辺秀夫君） 再質問のときは、議長の許可を求めてください。答弁。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 6月の議会で官公署のところに電話番号が出てるというご指摘がございましたが、そのときにもご説明申し上げましたように、そのことでは、正しい形の中で内容も含めて精査しております。したがって、本件につきましては、われわれとしては、地元業者の育成という関係から対処しております。

なお、館長が申し上げました件についても、なお精査する分がございましたら、その点は指導も含めましてやっていくということでございます。

○ 18番（直村静二君） 意見だけ。公共団体として載ってる、電話したら竹内建設と出でてくる、そういう形ではだめだということです。指摘だけにとどめておきます。

同和校とするんだということですが、私も適正就学審議会の委員ですので、この問題につきましては、地区住民の旭町の方でも、幸小学校がやはり同和の指定校だとはよく知らなかつた、初めて聞いた。そういう指定校なれば、絶対に越境問題は解決せんやろう、越境はなくならんとおっしゃってる、おっしゃったわけです。教育長も知っております。これはまあ、大変な問題だと私は思いますが、この第2中学校が同和の指定校というかうでいくなれば、現在の幸小学校で問題になってる越境問題すら解決できないのに、どうしてこの新中でどのように解決していくんか、この辺に問題があろうと思うんです。しかも、これは本来の同和地区、いわゆる旧八坂町ではない、旧信太村から編入合併されて今日の和泉市になった経過の中で、校区編成がからみ、池上は伯太、富秋は信太中と決まっておった。私はマンモス校の解消という点では結構だと思うが、具体的に新中については、校区編成の答申が出ておらず、しかも異議が出ており、また幸小学校の越境問題は解決しないという、これは堂堂たる肩書の役員さんがおっしゃってる。その点からいって、同和の指定校は外すべきだと私は言いたい。

金額についても林理事がいろいろ言いましたが、大体、信太中で3億、これは上物だけで4年からやってる。御荘中学校は2億6000万円、それが倍も3倍もはね上がるはずがない。

また、最近建った取石中学校と比べても用地は3万9800方メートル（1万2000坪）向こうは2万1000坪、用地についてはわかるが、上物については、向こうは5億9000万円、尾体が7500万円、合わせて6億6000万円、用地を入れても11億4000万円、こちらは用地を入れると42・8億円、これで単価に間違いないとは絶対承服できない。私は専門家じゃありませんが、こういう数字について問題があるんじゃないかと言ってますので、これは絶対承服できない、いいとは言いません。特別施策といつても、校区編成はまだ決まっておりません。その中で幸の方でさえ同和の指定校は困りますという、越境は解決しませんよというご意見があるんです。金額といい、校区編成の問題といい、山手中学校を廃止しないでいくと、新中はもっと縮小できるはずです。そこらをもっと地元の納得もちゃんとしていただきなんとぐあい悪い。私はマンモス校解消のために建てるのは賛成ですが、答申は出でない。さらに、請負については、他の中学校と比べて非常に金額が高い。今日の財政状況から私は困ると言つてます。

意見ばかり申し上げていてもいけませんので、一つは、負担区分について再度お答え願いたい

今日、同和校だということですが、地元の意見もあって、山手中学校を廃止しないでやっているという決意があるのかどうか。

それから、室調は冷暖房装置だろうと思いますので、具体的に夏は冷房、冬は暖房とやるんかどうか、そのための機械室ということですが、これもひとつはつきりお答え願いたい。

- 教育次長（阪東重信君） いろいろご意見があるんですが、新しい第2中学校に関連して山手中学云々と言われておりますが、越境問題等もありますが、私たちは、少なくとも教育的な見方は、新設校における越境対策は完全に解決するという自信のもとに今回の建設を進めております。現在の山手中学校の発展的な解消も、審議会の中でいろいろと事務局としての説明をさせていただきたいと思います。

なお、同和校云々という問題について地元でも言われておりますが、地元の審議の中で発言のあったことは承知しております。私たちは、少なくとも、この学校に対しては、同和校としての推進校の指定を受けて新発足させたいと考えておりますので、よろしくご了解をいただきたいと思います。

- 18番（直村静二君） 同和校でいくんやったら、特別の施策としてどんなものが入ってるんか。お答え願いたい。

それと空調の問題、負担区分だけもう一回はっきりしてください。

- 教育次長（阪東重信君） 結局、マンモス校の解消ということで、現在の学校の補助的な面から見ますと、信太中学、和泉中学校の母体校としての国府補助を受ける。基本的にはかよう考えております。

さらに、現在の山手中学校の発展的解消と合わせて、阪和線以西における近い将来、小学校2校の新設の必要と、幸小学校を合わせた校区というものが必要ではないかという見方の中で、同和貸付金の府の現行制度をここに加えてこの事業費を見ております。特に現在の国府補助対象事業としての新設校の一般対策は変わりませんが、さらに、同和貸付金の現行制度内のこの事業の財源等についても確保しておりますので、その折衝をしております。

なお、現在の学校の施設の中では、補修学習的な、進学級、教室というのも一つの対象事業としてとられる中で加えてまいりたいと考えております。特別教室は、一般校としての各学年において特殊学級の教室も設けていくということで、面積もかなりふやしております。その増加面積は、一般対策として同和対策を加味する中で現行制度を使っていきたいと考えております。

- 18番（直村静二君） 同和の貸付金をもらってくるんやったら、和泉市は本来ならそれだけ助かるはずなんでしょう。普通の中学校が10億かかるとして、2億余分に貸付金をくれた

ら1・2億円、何も1・2億円使わんでも、中身をよしするとか、普通の中学校にすればいい。逆に言えば、新中は、郷荘中学とは教室が違うんか、学級の数が違うんか、そこらを一遍言うてもらわんとこの差は埋まりませんよ。もっと安くいけるというんです。

○ 教育次長（阪東重信君） 時間的な問題もあり、郷荘中学校と比格しての説明させていただくといいんですが、また後ほど詳しく説明させていただきたいと考えております。

○ 18番（直村静二君） 市長ね、来年4月に建つときにはあなたはもうおりまへん。結局、今日問題になってるのは、同和対策の答申に基づいて、一般校並みに引き上げるのが基本なんです。だから、新中でも、少なくとも信太中、郷荘中と肩を並べていく、少しぐらいはそれより前進するのは結構ですが、こういうふうに3倍も4倍も金額が違うとなると市民的に見てもぐあいがい。逆差別や、市民差別やという声を聞くんですね。これは聞くどころか、あなたの方の出した特集号に認めてる。そんなことはやめなさいとも言っておいた。まして、これはそういう問題があるんです。阪東次長が時間がないら後ほど…。と言いますが、市長自身がきっちりせんと後々残ってくる問題なんです。国の費用はかいもくきてません。府の貸付金は返さなあきまへんぜ。若干はその過程で補助はつくかもしませんが、それならそれで、最近やった学校と変わらんぐらいに、信太中は千何ぼ、郷荘中は6百何十名、そのぐらいの金額でいける。用地については言いません、初めから違いますからね。上物についてはなぜ同じ扱いをしないのか。私は適正審議会の委員さんの声を聞いて感じた、同じようにしてくれというね。特別なことをしてくれたら困る。そこからいって、新中は肩を並べて平等にできないのかと言うしかない。だから、この件については時間がないということでお答えはないが、こういう状態では、はっきり言ってマンモス校の解消は賛成だし、この地域に富秋、葛の葉、池上の地域に中学校を建てることは賛成です。しかし、基本的に小学校をつくらず先に中学校をつくる、しかも、山手中学校を廃止してそこへ入れる。そこへ同和校として金額も一般的よりべらぼうに多い。中身がはっきりしないという点で、今日、財政危機の折から、負担区分を軽くする意味から、この金額については、もっと適正な金額に下げられると信じておりますので、この案件については賛成できないということです。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
異議がありますので、挙手により採決を行います。本件を可決せるに賛成の方挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数ですので、議案第38号、39号、40号を原案どおり可決決定いたしました。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第7「前助役に対して支給する退職手当の額について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第41号

前助役に対して支給する退職手当の額について

和泉市職員の給与に関する条例第28条第8項ただし書の規定により、さきに辞職した前助役に対する退職手当については、一般職の職員の例により算定した額のほか、次に掲げる額を支給する。

昭和50年7月24日提出

和泉市長 藤木秀夫

前職名	氏名	議決による退職手当額
助役	辻忠夫	円
助役	藤田利	円

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

- 市長（藤木秀夫君） ただいまご上程をいただきました議案第411号「前助役に対して支給する退職手当の額について」、提案の理由並びに内容についてご説明申し上げます。

去る3月8日付で辞職いたしました辻助役及び藤田助役の両名は、私の就仕後の昭和47年1月29日、助役として就仕願いまして、辻助役には市行政全般について担当していただき、藤田助役につきましては、特に同対部並びに市民部を担当していただいたものであります。

両氏は多難な行政需要の中、就任期間中たびたびの疾病に見舞われながらも最大の努力を払われてまいりましたが、本年2月末ごろより病気悪化の前兆があり、これ以上市行政を担当するに耐えかね、辞職するに至ったものでございます。

これがための退職手当でございますが、両助役の3年有余の在任期間中のご心労も大でありましたので、給与条例第28条第3項の規定によりまして議会のご議決をいただきまして、

1人当たり150万円の退職慰労金を追加するものでございます。ご議決をいただきますと両助役に対する退職手当額並びに慰労金を合わせますと、各1人当たり255万円に相なるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案の理由並びに内容についてのご説明を終わります。何とぞよろしくご審議くださいまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） この件につきましては、私は金額等については余りこだわっておらないが、基本的には、やはり藤木市政が誕生してこのかた、和泉行政をどのようにあずかってきたかの一つの失政の結果の証拠だと思うんです。その点で指摘いたしますと、助役が1名でよかったのを2名にしたということ、かなり議会内部で抵抗がありましたが、あなたが2名にしなければならない、そうすれば何とかいけるんだということをあなたは強調されて2名の就任を願ってやられた。その後の経過についてもいろいろありましたが、特に際立った特徴は、昨年末にとられた助役さんの数々の、ここでは公表できんようなこともございました。

しかし、それもともかく、市長が任命したんですから、しかも、それに事かいて、今年の3月議会を目前にして、そして財源難の折から、岸和田を上回るような一般会計予算を組んで、しかも、予算編成の主役を果たした助役さんが脱走的に辞任された。あなたもかなり恐りの心を込めて慰留、どちらか1名残ってくれたらということもおっしゃった。市長のめがねが狂っておったのか、それとも助役さんの方にいろんな問題があり、その解決について市長から適切なアドバイスができなかったのか。そのいずれかは知りませんが、特に口外したくないよう思うが、反対の立場をとる以上は言っておきますが、昨年末にやめるという情報、うわさも聞きました。そしてまた、ここにおられる正副議長さんからも何らかの形で聞きました。ただ、規定どおりいきますと、3年以内ではそういうものも出ないんだということ、後からかんぐって計算せざるを得ない。だから、3年間おれば、退職慰労金が出るんだとなれば、これは職員でなく特別職だ、市民の負託にこたえる特別職、35万という高額の月給取りになれば、ただ3年おったからやらないかんというかっこうでは、市長の政治姿勢が問われるんではないか。金額は言いたくないから、これはひとつ市長もよく反省してほしいと思います。あなたの失政の1つのあらわれだと思います。

こういうかっこうだけ議会で認めて出せということでは承服できない。心労もあったと思います。しかしどうあろうとも、12万市民の立場からいって、あなたも恐りの声を発したし、その点できれいに撤回してほしいと思います。それに見合ったものはいろんな形ができると思いますので、単に、助役がどうのこうのということじゃなく、あなたの政治姿勢、この助役を

起用して、やめていって、あなたの在任期間中に退職金を出さないかんという政治姿勢がよかつたのかどうか。改めて問われている。

金額は言いません。私はいろんなヒントを与えましたが、あなた自身に対するいろんな批判の中で、助役さんに対してそういう心証を持ちながら、私は反省を求めて撤回と言っていますが、あなたは出した以上、通してくれという理事者の立場を言うに違いないが、あなたは振り返つてもし心境があればお答え願いたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） 直村議員さんのご指摘に対しまして、ご答弁申し上げます。

この人間関係の判断はご自由でございます。私の失政ということでございますが、辞表の出たのが疾病による理由でございます。体の悪い者をそれ以上ということは申し上げられないで、それを受理したわけでございます。その点ご理解賜りたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 17番（山田清二君） 直村議員とのやりとりの中でちょっと気になるようなことがあったんですが、人事の問題ですので、すでにおやめになった人を云々することもどうかと思いますし、市長自身、病気だから仕方なかったと言いますが、病気で仕方なくやめるんやったら、機会はもっと早目にあったはずです。両方とも直ってシャンシャンしてからやめた、そうでしょう。そういう変な答弁をするとかえってややこしくなる。少なくとも、人事問題についてはポンと出さんと、事前に何らかの形で根回しをやっておくべきだ。人事の問題やから、まともに反対する者もないやろうと思って出したに違いない。これを言ってる。市長は何でもかんでも自分の思いどおりポンと出す。その点をもう少し考えるべきです。

参考のためにお聞きしたいんですが、辻助役は2回ですが、今までの市長、助役さんがやめられたときに出した金額、それと在任期間を一遍教えてほしい。これは金額を云々するんじゃないが、市長ね。助役のことを云々するのはとっても不利なことです。なぜならば、2人必要だとして2人にしたけれども、この重要な時期に助役なしでやってる。考えてみれば、2人の助役がおったときの方がもめごとが多くかった。むしろ、助役2人がおらんようになった方が市長横暴と言われるかもしれないが、何や物事がスムーズにいってるような気がする。そこから先は言わんときまひよう。

議長ね、いま直村さんも言われたように、また、そんなことを言うと共産党と公明党が共闘と言われるかもしれないが、一遍再検討する必要はおまへんか。もう一遍検討すべきだ。どうせおくれたんです。8月になったかて別にどうということはおまへん。まさかこんなもん。延滞金も出さないかんものと違いま。これが8月議会に出されたんだったら、時期的な問題があ

ると言えるけれども、臨時会まで待ったわけや。しかも、この臨時会でも、他の案件がなければ、これだけで聞く予定はなかったはずです。もっとも、農業委員会の選挙が主体で持たれた臨時会のはずです。そこへいろんなものがたまたま集中したわけで、もしこれだけのことやつたら、専決でもやって後から何とかよろしくということですむ問題の方が多い。そう言う事でございますので、この問題をもう一遍再検討してみる必要があるんじやないかと思います。それでもここで採決せよと言うんなら別ですが…。

○ 議長（池辺秀夫君）答弁。

○（藤木秀夫君） 実は、おそくなってる現状でございますので、これを再検討する意思はございませんので、どうぞご理解賜りたいと思います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 参考のために、という面につきましてご答弁申し上げます。

実は、詳細な資料は手元に持ってございませんので、私の記憶によってご説明申し上げたいと思いますが、市長さんでは、お2人の方が退職されてございます。初代の横田市長さんは、2期と約3年間やってございますが、特別退職慰労金といたしましては、300万円をお支払いいたしてございます。2代目の池辺市長さんは、一期間でございましたが、金額は同じく3百万円の支給をいたしてございます。

それから、和田助役さんはちょっと記憶ございませんが、辻助役さんの前回は、横田市長さんと同様、2期と3年近く、慰労金は150万円であったと記憶してございます。それから、池辺市長さんのときに在職しておられた助役さんにつきましては、藤田助役さんが自治省からお越しになっておられまして、1年有余の期間でございましたが、50万円をお支払いいたしております。玉置助役さんにつきましては、特別退職金につきましてはお支払いしておらないかのように記憶いたしております。正確な任期等につきましては、後日また、お示しいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」の声錯綜）

本件について反対の意見がありますので、採決を行います。本案に賛成の方挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数ですので、議案第41号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（池辺秀夫君）

この際、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは暫時休憩いたします。

（正午休憩）

(午後1時5分再開)

○議長(池辺秀夫君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8「昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第42号

昭和50年度 和泉市病院事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第2条 昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算(以下「予算」という)第2条第1項第4号中「調査費500千円」を「病院増改築事業費857,000千円 調査費500千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支		出	
第1款 病院事業費用	898,688千円	16,837千円	915,520千円
第2項 医業外費用	89,882千円	16,837千円	106,719千円

第4条 予算第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收		入	
第1款 資本的収入	21,000千円	857,000千円	878,000千円
第2項 企 業 債	0千円	857,000千円	857,000千円
支		出	
第1款 資本的支出	61,679千円	857,000千円	918,679千円
第1項 建設改良費	7,733千円	857,000千円	864,733千円

第5条 予算第9条を第11条とし第5条から第8条まで、2条づつ線下げ、第4条の次に次の2条を加える。

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおり定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1.資本の支出	1.建設改良費	病院増改築事業	2,227,000 千円	50	857,000千円
				51	1,180,000
				52	190,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的	限度額	起債方法	利 率	債 償 の 方 法				
				資金区分	償還期限	左のうち 据置期間	償還の方法	その他の
病院増改築事業	857,000 千円	普通貸借 又は証券 発 行	10% 以内	政 府 銀 行	30年 以 内	5年以内	半年賦、 年賦、元 利均等又 は元金均 等償還	据置期間及び 償還期間を短 縮し若しくは 繰上償還又は、 低利に借替す ることが出来 る

昭和50年7月24日提出

和泉市長 藤木秀夫

昭和50年度 和泉市病院事業会計補正予算実施計画

1. 収益的支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用			898,683	16,887	915,520	
	2. 医業外費用		89,882	16,887	106,719	
		1.支払利息及び 企業額取扱費	88,604	16,887	100,441	

2. 資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本の収入			21,000	857,000	878,000	
2. 企業債			0	857,000	857,000	
	1. 企業債		0	857,000	857,000	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本の支出			61,679	857,000	918,679	
	1. 建設改良費		7,733	857,000	864,733	
	4. 病院増築 事業費		0	857,000	857,000	

昭和50年度 和泉市病院事業会計資金計画

区分	当年度予定額	区分	当年度予定額
受入資金	2,292,533千円	支払資金	2,266,909千円
1. 医業収益	520,012	1. 医業費用	748,117
2. 医業外収益	6,806	2. 医業外費用	106,719
3. 出資金	21,000	3. 建設改良費	901,000
4. 他会計補助金	16,094	4. 企業債償還金	13,466
5. 企業債	893,000	5. 看護婦宿舎割賦金	1,233
6. 国庫補助金	3,187	6. 預り金	50,000
7. 一時借入金	550,000	7. 一時借入金	350,000
8. 緑越未収金	118,924	8. 緑越未払金	55,894
9. 預り金	50,000	9. 特例債償還金	40,480
10. 前期緑越金	78,080		
11. 期間外収益	40,480	差引	25,624千円

総統賃に關する調書

(単位 千円)

款項	事業名	全體計画		前々年度 末までの支 払義務発 生額(見込)	当該年度 支払義務 発生予定 額	当該年度 支払義務 発生予定 額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続費に對 する進歩 率	備考
		年 度	年 割 額						
1.資本的支出	1.建設改良費 病院増改築事業	5.0	857,000	857,000		857,000	857,000	88.5%	
		5.1	1,180,000	1,180,000					
		5.2	190,000	41,500	148,500				
		計	2,227,000	2,078,500	148,500				
						857,000	857,000	1,370,000	100.0

昭和 50 年度和泉市病院事業会計予定貸借対照表

(昭和 51 年 3 月 31 日現在)

(単位 千円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

1. 土地		90,316
2. 建物	240,415	
建物減価償却引当金	36,402	204,013
3. 構築物	2,849	
構築物減価償却引当金	1,186	1,663
4. 車両	1,240	
車両減価償却引当金	742	498
5. 器械及び備品	41,778	
器械備品減価償却引当金	22,577	19,201
6. 建設仮勘定		912,002
有形固定資産合計		1,227,693
(2) 投資		
1. 投資有価証券		138
2. 長期貸付金		9,499
投資合計		9,637
固定資産合計		1,237,330

2. 流動資産

(1) 現金預金	25,624
(2) 未収金	110,400
(3) 勝蔵品	11,712
(4) 前払金	750

流動資産合計

148,486

資産合計

1,385,816

負債の部

3. 固定負債

(1) 特例債

323,920

(2) その他固定負債

19,096

固定負債合計

348,016

4. 流動負債

(1) 一時借入金

550,000

(2) 未払金

43,300

(3) その他流動負債

1. 予納金

732

2. 預り金

5,093

3. 預り金(共済基金)

3,100

その他流動負債合計

8,925

流動負債合計

602,225

負債合計

945,241

資本の部

5. 資本金

(1) 自己資本金

179,754

(2) 借入資本金

1. 企業債

1,077,593

資本金合計

1,257,347

6. 剰余金

(1) 資本剰余金

1. 府補助金 1,118

(2) 利益剰余金

1. 繙越欠損金 548,869

2. 当年度欠損金 269,021

利益剰余金合計 $\triangle 817,890$

剰余金合計

$\triangle 816,772$

資本合計

440,575

負債資本合計

1,385,816

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） お許しを得まして、ただいまご上程いただきました「昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びに内容をご説明申上げます。

本予算案は、市立病院増改築事業の建築費及び用地取得費に関する事業費追加補正予算案でございます。市立病院は昭和47年4月発足以来3年余、市民の健康、生命を守る公的医療機関として診療を行ってまいりましたが、施設の狭小、設備の不備、老朽化によりまして、増加いたします市民の入院需要に応じきれず、診療上でもいろいろご不便をおかけしているところでございまして、地域医療の確保等、充実向上を期待されます議会、市民のご要望におこたえすべく、かねてより整備計画に取り組み、資金となります起債についても折衝を続けてまいりました。

病院整備基本計画につきましてはこのほど成案を取りまとめ、起債につきましても大方の見通しを得ましたので、過般、市立病院特別委員会のご審議を煩わし、大筋のご了承を賜りましたので、ここに補正予算案を提出いたした次第でございます。基本計画は、現在地におきまする増改築を骨子といたしております、鉄筋コンクリート造り地下1階地上7階、延べ建築面積約8,550平方メートル（約2,590坪）でございますが、この新館1棟を現在施設の南側に増築いたしまして、合わせて現有の建物の内部の改造を行い、病棟の拡充と診療施設を充実し、近代的な医療施設に整備いたしたく存するものでございます。病床数は現行の120床に対しまして、増改築後は302床を予定いたしております。また診療科は、現行の内科、小児

科、外科、整形外科、精神神経科に産婦人科を増設、将来は総合病院として整備充実を図ってまいりたい考えでございます。

なお、これら増改築事業は、昭和50年度から52年度までの3カ年継続事業といたしましたく予定いたした次第でございます。

次に、補正予算の内容についてご説明申し上げます。補正予算第2条は、業務の予定量中、主要な建設改良事業に病院増改築事業費8億5,700万円を加えるものでございます。

第3条は、収益的支出の予定額の補正でございまして、次の第4条で、補正追加いたしました企業債8億5,700万円に対しまする当年度の利子並びに引受、登録手数料1,683万7千円を医業外費用に追加いたしました。

第4条は、資本的収支の補正でございまして、収入で企業債8億5,700万円、支出で建設改良費8億5,700万円をそれぞれ追加いたしました。建設改良費の内訳は、増築事業費8億円、用地取得費5,700万円でございまして、増改築事業費は政府資金、用地取得費につきましては、繰故資金として銀行借り入れを予定いたしております。用地取得は、宅地面積369平方メートル、家屋木造平屋建て1棟220・95平方メートルの買収並びに借家人5戸の立ち退き補償でございまして、かねてから開発公社に先行取得をお願いし、交渉を続けてまいりましたところ、このほど、すべてについて話し合いがまとまり契約を終了いたしました。起債の確定を待ちまして公社より買い戻し取得いたすべく、予算を追加いたした次第でございます。

第5条は、継続費の設定でございまして、病院増改築事業費総額22億2,700万円、年割額といたしましては、昭和50年度8億5,700万円、51年度1・1億8千万円、52年度1億9千万円を予定いたしました。

なお、事業費全体といたしましては、この継続費のほかに設計管理費、医療用器械器具購入費、調度備品購入費等が必要でございますが、設計料につきましては、49年度で4,860万円をすでに予算措置いたしております。また、医療用の器械器具及び調度備品類は最終年度に購入いたします関係上、起債の見通しと相まって確定次第、後年度で継続費の補正をお願いいたしたい考え方でございますので、ご了承のほどをお願い申し上げます。現在のところ概算でございますが、この総事業費は約28億5千万円と予定いたしておりますが、今回は、財源となります起債の見通しのかたい増改築工事費並びに用地取得費につきまして継続費を設定いたした次第でございます。

第6条は、起債の追加でございまして、本年度事業費充当財源といたしまして8億5,700万円を政府及び銀行から借り受けるべく措置いたしました。8億円につきましては、すでに融

資決定済みでありますて、年利8%、据え置き期間5年を含めまして30年償還であり、銀行融資につきましては、起債決定次第、具体的な銀行との話し合いを予定いたしております。

以上のはかに、次の20ページ以下に各資料を添付いたしましたのでご参照くださいまして、よろしくご審議の上、原案どおり可決ご決定賜りますようお願い申し上げまして、大変簡単ですが、説明を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） いまの事務長の説明で、さしあたり総額で28億5千万円要るんではないかと言われました。企業債関係では22億円、その差額については一般会計なりで補てんしていくということだと思うんです。そこで、これは建ってみなければどれだけ要るかわからんという点もございますが、今までの病院事業の経過からして単年度どのくらい赤字が出るか。その補てんのため一般会計でどのくらい、22億円となってさらに要るんか。また、実際に開業した時点で、3年計画ですが、一般会計からどのくらいの支出を伴うかもわかれれば、その点は計算されてるだろうと思いますので、ひとつご説明願いたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） お答えいたします。

総概算2.8億5千万円と、本日、提案いたしております継続費3ヵ年の22億2,700万円の差、約6億円強が、即一般会計の負担ということではございません。これらの6億円ほどは、医療器械調度備品類に当たるわけですが、もちろん、起債がつくことは十分に期待できるわけでございます。ただ、一番最終に回る関係で現在起債の確定がないために、今回はとりあえず、建築費のみをご上程申し上げたわけでございます。したがって、起債の計画につきましては、総額26億円強となる見通しでございます。一般会計を含めまして、いわゆる自己資金として貯いますのは、改造費が起債の対象にならないことがはっきりしておりますので、約1億4千万円ないし1億5千万円が自己資金として必要になる見通しでございます。

それから、経常赤字の問題でございますが、49年度決算見込みがほぼ確定しておりますが、いずれ次の議会で決算報告を申し上げることになると思いますが、経常収支赤字は2億円強でございます。

かねがね申し上げておりますように、この増改築を機会に悪化いたします病院財政の立て直しを図りたい存念でございます。高度の医療の水準を引き上げると、財政の立て直しということは、相両立するのは非常にむずかしい問題でございますが、この機会を逃しますと、財政立て直しのチャンスが再び訪れないということがございますので、両方を相損なうことのないよう最善の努力をする覚悟でございます。

現在のところ、主力の政府債につきましては、年利 8 %、5 年据え置き、30 年償還ということは決定しておりますが、縁故資金、銀行借り入れの資金につきましては、銀行との話し合いの煮詰めの結果、利率、償還期間等が決まるわけでございまして、現在は、あくまで仮定しか置けないわけでございます。そういうわけで今後、一般会計とも十分に相談しながら、極力病院財政の立て直しを図り、なお不足いたしますものにつきましては、市の財政の許す範囲でご援助いただきたいと考えておるわけでございます。

○ 18番（直村静二君） いずれにしても、一般会計からの補てんはかなり大きいと思います。病院自体、財政の立て直しをせないかんと言つてゐるが、能力は限界にきてると思います。その点、市長も 11月以降についてはわかりませんので、後に残った理事者は、われわれも含めて、一般会計そのものから立て直すことが重要ではないか。私の意見として、何とか一般会計から補てんすべきだということとともに、一般会計の立て直しが先行するのではないか。だから、この病院の増改築については賛成ですが、運営についてはまた、十分意見も言わせてもらいたい。12万市民のためのものでございますので、赤字が出ようと断固として推進し、守っていただきたい。市長には先ほどの人事にしろ、頭に置いてやってもらいたい。これについては終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第 4・2 号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第 9 「和泉市農業委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会推薦第 1 号

和泉市農業委員推薦について

農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 項第 2 号の規定による議会推薦の農業委員は 5 人とし、次の者を推薦する。

昭和50年7月24日提出

和泉市議会議長 池辺秀夫

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
和泉市上代町800番地	金沢 勝	昭和 2年9月 8日
" 伯太町5丁目 28番22号	坂上 国治	大正 8年2月28日
" 国分町1110番地	田中 幸一	大正 7年1月11日
" 下宮町15の1番地	貝淵 博治	大正 8年1月 7日
" 春木川町188番地	吉川 伊与一	明治36年6月11日

議会推薦第1号参考資料

農業委員会等に関する法律抜き

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

1. 省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推せんした理事各1名。
2. 当該市町村の議会が推せんした農業委員会の所掌に属する事項につき、学識経験を有する者5人以内。

○ 議長(池辺秀夫君) 本件につきましては議会推薦であり、事前にご了解を願っております。

よって推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議会推薦第1号を原案どおり推薦することに決定いたしました。

ただいま推薦されました委員さんからごあいさつをいたしたい旨申し出がありますので、これを受けることにいたします。

(農業委員代表あいさつ)

- 農業委員（吉川伊与一君）一同にかわりまして一言、御礼の言葉を申し上げたいと存じます。

このたびの農業委員の改選に当たりまして、議会よりわれわれ5名がご推薦賜りましたことをまことに光栄の至りと存じまして、厚く厚く御礼申し上げます。この委員会行政につきまして、今後、万全を期したい覚悟でありますので、よろしくご指導のほどをお願い申し上げまして、はなはだ簡単でございますけれども、一言ございさつといたします。（拍手）

- 議長（池辺秀夫君）ただいま農業委員さんからご丁重なるごあいさつがございました。ご苦労様でございますが、今後、わが和泉市農政発展のため一段とご尽力をお願いいたしまして、これを終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君）日程第1.0「老人、重症身体障害者、母子家庭等を対象とする福祉理容の推進に関する請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

老人、重症身体障害者、母子家庭等を対象
とする福祉理容の推進に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員	田 中 幸 一	印
同	中 塚 辰 之 助	印
同	横 田 憲 治 郎	印
同	藤 原 利 一	印
同	直 村 静 二	印
同	三 井 正 光	印
同	金 沢 勝	印
同	吉 川 伊 与 一	印

請願書

1. 請願の主旨

大阪府理容環境衛生同業組合は、老人、重症身体障害者、母子家庭等の社会の弱者を対象とする福祉理容を府下全域にわたって実施いたしたく存じますので、なにとぞその実施を可能ならしめる予算措置を貴市において講じられますよう、お願ひいたします。

2. 請願の理由

福祉理容は、従来多年にわたり、組合傘下の有志組合員等の奉仕行為として局地的に行なわれてきました。しかしながらこれら奉仕行為は、社会的弱者の福祉に重点をおく公共の施策の一翼を担うとともに、それをとおして公衆衛生のいっそうの向上に資するためには、貴市の深いご理解を得て、局地的な奉仕行為を府下全域にわたる福祉理容に拡大する必要があると思われます。

昭和50年7月24日

代表者

大阪府理容環境衛生同業組合和泉支部

支部長 井坂梅一

和泉市議会議長 池辺秀夫殿

○議長（池辺秀夫君） 請願の趣旨説明を願います。

○1番（田中幸一君） お許しを得まして、請願の趣旨を簡単に説明申し上げます。

趣旨並びに理由につきましては、ただいま局長より朗読されたとおりでございますが、ここで付け加えて申し上げますのは、現在、大阪府下におきましては、約6,418軒の業者がおられ、この福祉理容に関する行事につきましては、かなり活発な運動をやってもらってるそうでございます。現在、寝屋川市、岸和田市では一部予算化をいたしまして、逐次、その促進が見られるようなわけであります、何を申し上げましても、今までのように、組合の店舗とか、公共施設だけではこの趣旨は徹底できませんので、各市の状況の許す限り、府下全市町村にわたくてこの趣旨を徹底させ、皆さんのご協力をいただきたい、かような請願でございますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 本請願について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件につきましては十分ご審議を願いたいと思いますので、所管の厚生文教委員会に付託、閉会中もご審議賜りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようありますので、厚生文教委員会に付託することに決定いたしました。厚生文教委員さんにはまことにご苦労でございますが、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全部終わりましたので、閉会いたしたいと思います。閉会に先立ち市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

○ 市長（藤木秀夫君） 一言、御礼の言葉を申し上げます。

暑さとのほか厳しい折にもかかわりませず、終日ご熱心なるご審議をいただき、ご提案いただきました議案につきましてご可決、ご承認賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。暑さもよいよ厳しうございますが、議員の皆様方には十分お体にご留意せられましてご健 康に注意されますようお祈り申し上げまして、閉会に当たっての御礼の言葉にかえさせていただきます。どうもご苦労様でございました。

（議長あいさつ）

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、私からも一言、ごあいさつ申し上げます。

本臨時会も議員皆様の格別なるご協力とご熱心なるご審議によりまして諸議案の可決を賜りまして、円滑に議事運営を終了できましたことを深く御礼申し上げる次第でございます。

なお、理事者各位におかれましても、本臨時会の審議を通じまして指摘された事項については十分研究検討され、ご趣旨に沿うよう努力されんことを切望いたします。

最後に、酷暑の折から、皆様方にはご健康にご留意され、市政発展に一段のご尽力を賜らんことをお祈り申し上げまして、御礼の言葉にかえさせていただきます。まことに長時間ありがとうございました。これをもちまして閉会いたします。

（午後1時30分閉会）

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため茲に署名する。

和泉市議會議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員